

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 消費税等更正処分等取消請求事件  
国側当事者・国(神田税務署長)  
令和2年6月19日棄却・控訴

判 決

原告	A株式会社
同代表者代表取締役	甲
同訴訟代理人弁護士	吉田 広明
同	塩津 立人
同	谷 明典
同	小野 晴奈
同	藤田 俊輔
被告	国
同代表者法務大臣	三好 雅子
処分行政庁	神田税務署長
	川手 郁人
同指定代理人	別紙1指定代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

神田税務署長が、平成29年6月30日付けで原告に対してした、別紙2申告額一覧表の「課税期間」欄記載の各課税期間(以下「本件各課税期間」という。)に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の各更正処分(以下「本件各更正処分」という。)のうち、消費税の還付すべき税額につき、同一覧表の「消費税につき還付すべき税額」欄記載の額を下回る部分及び地方消費税の還付すべき譲渡割額につき、同一覧表の「地方消費税につき還付すべき譲渡割額」欄記載の額を下回る部分並びに各重加算税賦課決定処分(以下「本件各賦課決定処分」といい、本件各更正処分と併せて「本件各更正処分等」という。)をいずれも取り消す。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、消費税法8条6項に基づく許可を受けた輸出物品販売場を経営する原告が、非居住者に金工芸品を譲渡したとして、その対価の額を課税売上額に計上することなく消費税等の確定申告(以下「本件各確定申告」という。)をしたところ、神田税務署長が、原告の金工芸品の譲渡は同条1項に規定する非居住者に対する譲渡とは認められないとして、本件各更正処分

等をしたことから、これらの取消しを求める事案である。

## 2 関係法令の定め

本件に関連する法令の定めは、別紙3 関係法令の定め記載のとおりである（なお、同別紙における略語は本文でも用いることがある。）。

## 3 前提事実

掲記の各証拠又は弁論の全趣旨によると、次の事実が容易に認められる。

### (1) 原告について

ア 原告は、昭和36年に設立された、ラジオ、テレビジョン及び電化器具等の販売業並びに金地金、宝石及び貴金属製品等の輸出入及び販売業等を目的とする株式会社である（乙3）。

本件各課税期間における原告の代表取締役社長は甲（以下「甲社長」という。）、常務取締役は乙（以下「乙常務」という。）、企画室長は丙（以下「丙室長」という。）であった（乙3、弁論の全趣旨）。

イ 原告は、平成元年3月30日以前から、東京都千代田区●●所在の販売場（以下「本件販売場」という。）について廃止前の物品税法の規定に基づく輸出物品販売場の許可を受けていたところ、同日、神田税務署長に対し、消費税法附則4条の規定に基づく輸出物品販売場継続経営届出書を提出し、これにより、同年4月1日、本件販売場は、消費税法8条6項に規定する輸出物品販売場の許可を受けたものとみなされることとなった（乙2）。

### (2) 原告の本件販売場での金工芸品の譲渡

原告は、平成28年4月以降、本件販売場において、約1kgの金工芸品（大判、皿、猿の置物、タンブラー、刀のつば等）を1個当たり450万円程度の金額で譲渡するようになった（弁論の全趣旨）。

本件各課税期間における原告の本件販売場での金工芸品の譲渡（以下「本件各譲渡」という。）は、①中華人民共和国（以下「中国」という。）香港特別行政区（以下「香港」という。）の旅行会社であるB有限公司（以下「B社」という。）の従業員とされる者（以下「B社コーディネーター」という。）、②大韓民国（以下「韓国」という。）の旅行会社である株式会社C（以下「C社」という。）の従業員とされる者（以下「C社コーディネーター」という。）及び③韓国の旅行会社であるD（以下「D社」といい、B社、C社と併せて「本件各旅行会社」という。）の従業員とされる者（以下「D社コーディネーター」といい、B社コーディネーター及びC社コーディネーターと併せて「本件各コーディネーター」という。）のいずれかが関与して行われており、本件各譲渡の際には、原告に対して、外国人旅行者の名義で作成された購入者誓約書（以下「本件各購入者誓約書」という。）及び当該外国人旅行者の旅券の写しが提出された（以下、当該外国人旅行者を「本件各名義人」という。）（弁論の全趣旨）。

### (3) 本件各譲渡による売上げ

原告は、本件各譲渡によって、別紙4 本件各譲渡に係る売上高一覧表記載の額（以下「本件売上額」という。）の売上げを得たところ、これらを免税売上高として帳簿に記載した（乙5の1～11）。

### (4) 本件各確定申告

原告は、本件各課税期間の消費税等について、別表1-1～1-11の各「確定申告」欄記載のとおり、本件各確定申告をした。

このとき、原告は、本件各譲渡は消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するとして、その対価の額を課税売上額に計上しなかった。(乙1の1～11)

(5) 本件各更正処分等に至る経緯

ア 東京国税局及び神田税務署の調査担当職員は、平成28年9月7日、同年8月に事前通知を行った上で、原告に対する実地の調査を開始した(弁論の全趣旨。以下、当該調査を「本件調査」という。)

イ 神田税務署長は、平成29年6月30日、本件調査に基づき、本件各譲渡は消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当しないなどとして、本件各譲渡に係る対価の額を課税売上額に計上して、別表1-1～1-11の各「更正処分等」欄記載のとおり、本件各更正処分等をした(甲1の1～11)。

本件各更正処分等に係る各通知書(以下「本件各通知書」という。)に記載された処分の理由は、別紙5本件各更正処分等における処分理由記載のとおりである(甲1の1～11)。

(6) 本件訴訟に至る経緯

ア 原告は、平成29年7月28日、本件各更正処分等を不服として審査請求をしたが(別表1-1～1-11の各「審査請求」欄参照)、国税不服審判所長は、平成30年7月2日、同審査請求をいずれも棄却する旨の裁決をした(甲2、3)。

イ 原告は、平成30年8月7日、本件訴訟を提起した(顕著な事実)。

4 被告が主張する本件各更正処分等に係る税額等

被告が主張する本件各更正処分等に係る税額の算出根拠及び適法性の理由は、別紙6被告が主張する本件各更正処分等に係る税額等記載のとおりである。

被告の計算によると、本件各確定申告と比較して、課税売上額に本件売上額の金額に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額(以下「本件売上額(税抜)」という。)が加算され、また、これに伴って課税売上割合が変更されている。原告は、後記5の争点に係る部分を除き、本件各更正処分等の根拠及び適法性を争っていない。

5 争点

- (1) 本件各譲渡は消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか(争点1)
- (2) 原告に通則法68条1項に規定する隠蔽又は仮装の行為があったといえるか(争点2)
- (3) 本件各更正処分等に行政手続法14条1項本文に定める理由の提示を満たさない違法があるか(争点3)

第3 争点に係る当事者の主張

1 争点1(本件各譲渡は消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか)について

(原告の主張)

(1) 消費税法8条1項の「譲渡」の意義について

ア 消費税法8条1項の「譲渡」とは、法律行為による所有権の移転をいう。そして、購入者誓約書は「譲渡」の処分証書であり、特段の事情のない限り、これと抵触する事実を認定することは経験則ないし採証法則に反して許されないことからすると、事業者が、

非居住者である外国人旅行者の旅券等を確認して購入者誓約書に署名をしてもらい、その上で物品を譲渡した場合、原則として、当該購入者誓約書に係る譲渡は非居住者に対する「譲渡」に該当するのであり、仮に当該外国人旅行者に購入意思がなかったとしても、これによって、非居住者に対する「譲渡」であることが否定されるのは、せいぜい、事業者が実際には当該外国人旅行者に購入意思がないことを認識していたといえるような例外的な場合に限られると解すべきである。

イ 被告が主張するように、当該外国人旅行者による名義貸しがされたことをもって、直ちに非居住者に対する「譲渡」に該当しないと解すると、事業者は、当該外国人旅行者の旅券等を確認して非居住者に対する「譲渡」と信じたにもかかわらず免税されないこととなるが、このことは、輸出物品販売場の経営にとって多大なリスクであり、消費税法が、輸出物品販売場を認め、また、外国人旅行者を多く呼び込み、経済活性化による税収増等の副次的効果を企図していることと矛盾する。また、消費税法8条3項及び5項は、購入者が購入者誓約書の誓約に反して同条1項に規定する物品を輸出しない場合又は本邦内で処分した場合に購入者から消費税を徴収する旨規定しているところ、外国人旅行者が付き添ったコーディネーター等に名義貸しをしており、コーディネーター等が実質的な買主である場合は、当該外国人旅行者が購入後直ちに当該コーディネーター等に転売した場合と比較して実質的に差異はないことから、名義貸しをした当該外国人旅行者から消費税を徴収すべきである。

したがって、当該外国人旅行者による名義貸しがされたとしても、そのことをもって、直ちに非居住者に対する「譲渡」に該当しないと解すべきではない。

ウ 本件各譲渡については、外国人旅行者である本件各名義人による購入者誓約書が作成されており、原則として、消費税法8条1項の非居住者に対する「譲渡」に該当する。

(2) 仮に、D社コーディネート譲渡が循環取引によるものであったとしても、原告はそのことを認識していなかったこと

ア 乙常務らは、D社コーディネート譲渡が循環取引であることを認識していなかったこと

被告は、D社コーディネーターが関与する本件各譲渡（以下「D社コーディネート譲渡」といい、同譲渡に係る本件各名義人を「D社コーディネート名義人」という。）について、金工芸品は、株式会社E（以下「E社」という。）から原告、D社コーディネーターの丁こと丁、（以下「丁（D社）」という。）を経て再びE社に渡っており、その代金は、E社からD社を介して原告に支払われていたことから、これはいわゆる循環取引であったと主張するところ、仮にD社コーディネート譲渡が循環取引であったとしても、原告の担当者である乙常務らは、そのことを認識しておらず、D社コーディネート名義人に対する譲渡であると信じていた。このことは、次のことから明らかである。

(ア) 乙常務らが、E社の工場を見学するとともに、金工芸品を本件販売場に運搬していたこと

a 乙常務は、平成28年7月以降、金工芸品を仕入先であったE社及びF株式会社（以下「F社」という。）に取りに行く際、金を販売する株式会社G（以下「G社」という。）の店舗前で、E社の社用車を何度も見かけることがあった。

また、甲社長、乙常務及び丙室長は、同月下旬、同年9月13日及び21日にE社

の工場を見学し、金工芸品に加工する機械が数台備え付けられていることや金の板の切れ端や金粉などを確認し、別の機会に、仕上げ工程の作業を見学することもあったほか、同月13日及び21日の見学には、原告に金工芸品の譲渡に係る運転資金の貸付けをするH銀行又はI銀行の担当者も同行した。

さらに、乙常務及び丙室長は、平成28年5月以降、金工芸品をE社及びF社まで取りに行き、数十キログラムに及ぶ金工芸品を本件販売場まで運搬していた。

- b 乙常務がD社コーディネート譲渡は循環取引であると認識していたのであれば、E社の工場を見学したり、金工芸品の受渡しをしたりする必要はなく、金工芸品の存在すらも不要である。しかしながら、上記aのとおり、E社は、金を調達し、工場の見学を実施するなどし、また、乙常務は、数十キログラムに及ぶ金工芸品をほぼ毎日運搬するなどしていたのであって、このことからしても、乙常務は、E社が金を調達及び加工した上で、原告に納品していたと信じていたのであり、D社コーディネート譲渡が循環取引であることの認識がなかったといえる。

(イ) 原告が金の測定機器や金庫を購入したこと

原告は、平成28年4月頃、金の真贋及び純度を測定するための高額な機械や金工芸品を保管するための金庫などを購入し、同年12月には、秤の校正がずれていたため新たな秤を購入した。

原告がD社コーディネート譲渡（又はこれを含む本件各譲渡）は循環取引であると認識していたのであれば、これらの測定機器や金庫を購入する必要はない。

(ウ) 金融機関による貸付け及び譲渡担保権の設定がされたこと

- a 原告は、金工芸品の譲渡について、消費税の還付を受けるまでキャッシュ・フローがマイナスとなるため、H銀行及びI銀行からその運転資金の貸付けを受けていたところ、これらの金融機関の担当者は、上記（ア）のとおり平成28年9月13日又は21日にE社の工場を見学した際に特段の疑問を呈することなく、上記貸付けをして、原告の金工芸品の在庫と消費税の還付請求権に譲渡担保権の設定を受けた。
- b このように、これらの金融機関は原告の金工芸品の譲渡のビジネスモデルや資金の流れを把握して、原告が消費税の還付を受けることについて問題はないと判断していたところ、乙常務らは、金融機関とは異なり専門的なノウハウや経験を有しておらず、D社コーディネート譲渡（又はこれを含む本件各譲渡）が循環取引であるとの可能性を認識していなかったとしても、不自然ではない。

(エ) 甲社長ら一族がD社コーディネート譲渡（又はこれを含む本件各譲渡）は循環取引であると認識した上で、これらの譲渡に及ぶ動機がないこと

原告は、昭和38年から秋葉原で自社ビルを保有して事業を営んでおり、平成26年5月期における営業利益は甲社長ら一族に対する約8000万円の役員報酬を差し引いた後の額で約1億0700万円であり、その源泉の大半を占めるのは自社ビルの賃貸収入であった。また、原告の平成26年5月期の決算報告書における自己資本は約4億3400万円であり、資産及び負債、キャッシュ・フローの点からも何ら心配はない状態であった。乙常務が本件各譲渡は循環取引であると認識していたのであれば、原告はE社と共に国家を欺いたこととなり、発覚すれば、民事上のみならず刑事上の責任を問われることとなるといえるが、上記のとおり、甲社長ら一族は、ローリスクで十分に豊か

な生活が送れる状況にあったのであるから、本件各譲渡に及ぶ動機はない。

また、D社コーディネイト譲渡について、E社からの仕入金額はG社が公表している販売価額（以下「G相場」という。例えば1g当たり4980円）に1g当たり20円を加算した金額、D社コーディネイト名義人への販売金額はG相場に1g当たり125円を加算した金額であったが、原告はE社に更に消費税分も支払う必要があったため、キャッシュ・フローでみると、E社にはプラスとなっても、原告にはマイナスであった。原告は、E社に支払った消費税分の還付を受けることにより利益を得るものの、販管費を支弁する必要もあり、仮に、原告とE社が一緒になって国家を欺くのであれば、原告の輸出物品販売場の許可が不可欠であるにもかかわらず、リターンの配分がアンバランスに過ぎることとなるのであり、原告が、D社コーディネイト譲渡は循環取引であると認識した上で、これらの譲渡に及ぶ動機はないといえる。

イ 戊（E社）の供述について

E社の業務に従事していた戊（以下「戊（E社）」という。）の供述が、乙常務がD社コーディネイト譲渡は循環取引であることを了承していた旨の内容であることは争うが、仮にそのような内容であるとしても、E社にとっては、乙常務がD社コーディネイト譲渡は循環取引であることを認識していなかったと供述することは、原告を欺いていたという犯罪行為を自白することとなるため、戊（E社）がそのような自らに不利益となる供述をするとは考えにくく、また、戊（E社）には、国家権力の質問から早く逃れたいという気持ちがあるため、その供述態度は国家権力に迎合的となるのであり、実際に、その供述は幾度となく変遷しており、信用性が高いとはいえない。

ウ 小括

以上のとおり、仮にD社コーディネイト譲渡が循環取引であったとしても、乙常務らは、そのことを認識しておらず、D社コーディネイト名義人に対する譲渡であると信じていたことから、D社コーディネイト譲渡は、消費税法8条1項の非居住者に対する「譲渡」に該当する。

(3) 本件各譲渡は名義貸しがされたものではなく、仮に名義貸しがされたとしても、原告はそのことを認識していなかったこと

被告は、本件各譲渡について、原告と本件各名義人との間でされたものではなく、本件各名義人による名義貸しがされたものであると主張するところ、本件各譲渡は名義貸しがされたものではなく、また、仮に名義貸しがされていたとしても、そのことを原告は認識していなかった。このことは、次のことから明らかである（なお、本項では、後記（被告の主張）(2)(3)の略語も用いる。）。

ア 本件各譲渡は経済取引として不自然でないこと

(ア) 本件各名義人のうちほとんどの者が1000万円を超える金工芸品を現金で購入していた点について

原告は、本件各名義人のうちほとんどの者が1000万円を超える金工芸品を購入していたことについて、いわゆる「爆買い」（外国人旅行者の資力及び購買意欲の凄まじさ）によるものであると考えていたのであり、また、本件各名義人が代金を現金で支払っていたことについて、必ずしも本件各名義人が本国から現金を持ち出すのではなく、本件各旅行会社が本国で預かった代金を日本に送金し、日本で引き出した上で支払に充

てているものと考えていたのであり、いずれも不自然ではない。

また、上記（２）ア（ウ）でも述べたとおり、原告は、H銀行及びI銀行からその運転資金の貸付けを受けていたところ、これらの金融機関の担当者は、E社の工場を見学した際に特段の疑問を呈することなく、上記貸付けをして、原告の金工芸品の在庫と消費税の還付請求権に譲渡担保権の設定を受けたのであり、本件各譲渡は専門的なノウハウや経験を有する金融機関からみても、不自然な点はないものであった。

（イ）本件各譲渡における金工芸品と代金の授受が原告と本件各コーディネーターとの間でされていた点について

原告は、本件各譲渡における金工芸品と代金の授受を本件各コーディネーターとの間でしていたが、これは、それ以前、本件販売場で金地金の譲渡をしていた際に外国人旅行者との間で直接商品と代金の授受をしていたところ、外国人旅行者から、本件販売場のカウンター付近で長時間待たされることについて、B社コーディネーターを通じて不満を寄せられたことがあったためである。原告は、本件各譲渡における金工芸品と代金の授受について、本件各コーディネーターと本件各名義人との間でトラブルが生じた例を聞いたことがなく、このことは本件各コーディネーターと本件各名義人との間で適正な説明や授受がされていたことを示している。

（ウ）本件各コーディネーターにリベートが支払われていない点について

原告から本件各コーディネーターにリベート等は支払われていないが、金工芸品の購入を希望する外国人旅行者が多数いたことからすると、何ら不自然、不合理ではない。

（エ）金工芸品の譲渡の当日キャンセル後に短時間で代替りの購入者が手配された点について

原告は、外国人旅行者における金の需要が供給を大きく上回っていることから、金工芸品の譲渡について当日キャンセルがあり、当初予定されていた外国人旅行者に譲渡できない場合であっても、本件各コーディネーターは、翌日以降に仲介する予定であった外国人旅行者について日程を繰り上げて手配するものと考えていたのであり、当日キャンセル後に短時間で代替りの購入者が手配されたことについても、何ら不自然ではない。

イ B社コーディネート名義人である本件各ツアー参加者は本件販売場を訪れていたと考えられること

（ア）Jほか5名、Kほか11名、Lほか14名について

被告は、B社コーディネート名義人である本件各ツアー参加者は、本件各譲渡に係る割印後、旅券等の電磁的記録が作成された時間帯に本件販売場にいなかったと主張する（後記（被告の主張）（３）ア参照）。

しかしながら、B社コーディネート名義人のうち、Jほか5名、Kほか11名、Lほか14名についてみると、これらの者が参加していた各ツアーにおける上記電磁的記録の作成日（平成28年5月19日、26日又は同年6月3日）の旅程は、いずれも終日自由行動とされており、単にツアーのオプションとして、ディズニーランド等への送迎バスが手配されていたにすぎない。これに加えて、インターネットの掲示板で購入代行のアルバイトが1～2万円で募集されていたことからすると、Jほか5名、Kほか11名、Lほか14名は、このようなアルバイトとして本件販売場を訪れていたと考えられる。

そもそも、外国人旅行者にとって旅券は最も重要な所持品であって、通常、これを自己の支配下から離脱させる者はなく、このことは、各ツアーの旅程上、上記電磁的記録の作成日の翌日が帰国日となっていることからするとなおさらであり、被告の主張は、このような経験則に反する。

(イ) Mほか12名、Nほか12名について

また、B社コーディネーター名義人のうち、Mほか12名、Nほか12名についてみて、上記電磁的記録の作成日（平成28年6月6日、同月27日）のツアーの旅程（被告主張のバスツアーに参加していたこと）は立証されておらず、原告によるシステムチェックな本人確認が行われていたこと、購入代行のアルバイト募集がされていたこと、一般的に旅券は名義人と一緒に動くという経験則を踏まえると、Mほか12名、Nほか12名についても、本件販売場を訪れていたとしか考えられない。

ウ C社コーディネーター名義人であるOら4名の実際には金工芸品を購入していない旨の供述が信用できないこと

(ア) Oら4名は、インターネットの掲示板等で旅券を貸与するアルバイトの募集を見たことと供述する。しかしながら、Oら4名が見たとするウェブサイトには、購買代行をしている投稿者が、自身と共に購買代行に協力してくれる者を募る内容が掲載されているのであって、旅券を貸与するアルバイトを募るものではなく、上記各供述は客観的証拠と符合しない。

(イ) Pは、旅券の貸与はしたが本件販売場に入店して購入者誓約書に署名したことはないことと供述する。しかしながら、旅券を貸与することは何ら法令に違反しないのに対し、金工芸品を購入する意思も誓約内容を守る意思もないにもかかわらず購入者誓約書に署名することは一般的に非難を受ける行為であることから、調査担当職員から質問を受けたときに、実際には後者であるにもかかわらず、非難を避けるために前者の供述をすることは容易に想像できるのであって、上記供述は信用できない。

(ウ) Oは、本件販売場とは別の場所で購入者誓約書を記載したかのように供述する。しかしながら、本件各譲渡のオペレーション上、そのようなことはあり得ず、上記供述は信用できない。

(エ) Qは、購入者誓約書の作成日に美容室に行ったため、本件販売場には行っていないことと供述するところ、このことからすると、同人になりすました者が購入者誓約書に同人名義の署名をした可能性はあるといえるが、仮にそのような例がごく一部にあったとしても、そのことが、原告が循環取引について認識していたことに結び付くとはいえない。

(オ) 以上のとおり、Oら4名の供述内容は、他の証拠や経験則とそごがあることに加え、同人らには虚偽の供述をする動機もあるといえることから、その信用性は低い。したがって、Oら4名の供述をもってしても、本件各譲渡が、消費税法8条1項の「譲渡」に該当することは否定されない。

エ D社コーディネーター名義人であるRの実際には金工芸品を購入していない旨の供述も信用できないこと

D社コーディネーター名義人であるRは、集合場所である秋葉原駅にいた案内役の男性に旅券を渡し、その後、本件販売場まで行ったものの、場内には入らず、購入者誓約書の署名もしていないことと供述する。しかしながら、戊（E社）や丁（D社）の供述によると、



D社コーディネーター名義人は、自ら旅券を持参して本件販売場を訪れた上で購入者誓約書に署名していたというのであり、上記供述はこのような戊（E社）や丁（D社）の供述内容とも整合せず、信用できない。

- (4) 本件各譲渡のすべてについて、名義貸しがされていたとはいえ、また、仮に名義貸しがされたとしても、そのことを原告が認識していたとはいえないこと

原告は、本件各課税期間において、のべ7000人以上の外国人旅行者に対して本件各譲渡をしているところ、仮に、そのごく一部、名義貸しがされた例があったとしても、これをもって、本件各譲渡のすべてについて、名義貸しがされていたとはいえ、また、仮に名義貸しがされたとしても、そのことを原告が認識していたとはいえない。

- (5) 小括

以上のとおり、原告は、本件各譲渡において、本件販売場で本件各名義人の旅券等を確認し、購入者誓約書に署名をしてもらった上で金工芸品を譲渡していたのであり、また、仮に本件各譲渡において本件各名義人が実際に金工芸品を購入していなかったとしても、そのことを認識していなかったのであるから、本件各譲渡は、消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当する。

(被告の主張)

- (1) 消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡について

ア 消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡は、現に非居住者に対して所定の手続を経て行われた資産の譲渡のみがこれに該当する。

イ 原告は、事業者が、旅券等によって非居住者であることを確認し、非居住者に対する譲渡と信じて譲渡した以上、消費税法8条1項の譲渡に該当すると解すべきと主張する。

しかしながら、租税法の解釈は、租税法律主義の見地から原則として文理解釈によるべきで、文理解釈では規定の意味内容を明らかにすることが困難な場合に初めて、規定の趣旨目的に照らしてその意味内容を明らかにすべきである。そして、消費税法8条1項は、輸出物品販売場における物品の譲渡につき消費税が免除される要件として、「非居住者に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡を行った場合」と明確に規定しており、文理上、事業者の認識をその要件としていない。

また、輸出物品販売場制度は、事業者が国内において資産の譲渡を行うものではあるが、当該輸出物品販売場における物品の譲渡が最終的に本邦から持ち出すことを前提とした譲渡であって、その実質は輸出取引と何ら変わることがないから、非居住者に対する免税対象物品につき所定の手続を経た譲渡が行われたものを輸出免税の特例として、消費税を免除するものである。このように、消費税法8条1項は、輸出免税の特例として一定の要件を経た譲渡のみをその対象としているところ、仮に事業者の内心の真意などの個別的事情に左右されることになれば、その要件を不明確にし、いたずらに制度の混乱を招くこととなる。

したがって、事業者が非居住者に対する譲渡と信じたことをもって、消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当すると解することはできない。

- (2) 本件各譲渡は通常の経済取引として不自然であり、本件各名義人に対する譲渡ではないと推認されること

次のとおり、本件各譲渡には、通常の経済取引を前提にすると合理的に説明できない極めて不自然な事情が認められるところ、このことは本件各譲渡が本件各名義人に対する譲渡ではないことを強く推認させる。

ア 本件各名義人のうちほとんどの者が1000万円を超える金工芸品を現金で購入していたこと

(ア) 本件各名義人のうちほとんどの者は1000万円を超える金工芸品を購入し、その代金を現金で支払っているが、社会通念上、1000万円を超える取引で代金がすべて現金で支払われるというのは不自然であるし、本件各名義人の国籍の大多数を占める中国及び韓国では、出国時の現金の持ち出しに一定の要件が課されていること（乙33、34参照）からするとなおさら不自然である。

(イ) 本件各名義人のうちのべ427名は、本件各譲渡の当時、一般的に大学生相当といえる19～22歳の者であり、そのほとんどの者が1000万円を超える金工芸品を現金で購入しているところ、大学生相当の年齢の者にそれほどの経済的余裕があるとは考え難く、不自然である。

イ 本件各譲渡における金工芸品と代金の授受が原告と本件各コーディネーターとの間でされていること

本件各譲渡における金工芸品と代金の授受は、原告と本件各コーディネーターとの間でされているところ、購入者が1000万円を超える金工芸品を購入するときに代金を前払いし、現物を確認していないというのは、極めて不自然である。

ウ 本件各コーディネーターは原告からリベート等を受領していないこと

本件各譲渡のうちほとんどが1000万円を超える高額な取引であるにもかかわらず、本件各コーディネーターは原告からリベート等を一切受領しておらず、このことも不自然である。

エ 金工芸品の譲渡の当日キャンセル後に短時間で代替りの購入者が手配されていること

本件各譲渡については、平成28年9月23日に、①C社コーディネーターが関与する本件各譲渡（以下「C社コーディネーター譲渡」という。）についてSほか1名、②D社コーディネーター譲渡についてTほか6名がキャンセルを申し出たところ、①については、C社コーディネーターが当日午後3時45分から4時10分までの間に、②については丁（D社）がその翌日に、それぞれキャンセルされた譲渡と品目及び数量を同一のままに新たな購入者を手配し、新たな購入者について購入者誓約書等が作成されている。しかしながら、キャンセルされた譲渡は、いずれも1000万円を超える高額な取引であって、当日又は翌日という短期間に品目及び数量を同一のままに新たな購入者を手配できるというのは、極めて不自然である。

(3) 本件各譲渡の中に本件各名義人に対する譲渡といえないものがあること

ア B社コーディネーター名義人である本件各ツアー参加者は本件販売場を訪れていないこと

B社コーディネーターが関与する本件各譲渡（以下「B社コーディネーター譲渡」という。）に係る本件各名義人（以下「B社コーディネーター名義人」という。）である次の①～⑤の者（以下「本件各ツアー参加者」という。）については、次の①～⑤の日時に割印後旅券等の電磁的記録が作成されている

① Jほか5名（以下「Jほか5名」という。）

平成28年5月19日午前10時03分～09分

② Kほか11名（以下「Kほか11名」という。）

平成28年5月26日午前10時04分～16分

③ Lほか14名（以下「Lほか14名」という。）

平成28年6月3日午前10時03分～22分

④ Mほか12名（以下「Mほか12名」という。）

平成28年6月6日午前10時16分～32分

⑤ Nほか12名（以下「Nほか12名」という。）

平成28年6月27日午前10時06分～20分

しかしながら、本件各ツアー参加者が参加していた各ツアーの旅程、バスの走行経路及び高速道路上の料金所の通過日時等によると、上記電磁的記録の作成日時に本件各ツアー参加者が本件販売場を訪れることは不可能であり、本件各ツアー参加者に係る本件各譲渡（B社コーディネート譲渡）は、本件各ツアー参加者に対する譲渡とはいえない。

イ C社コーディネート名義人であるOら4名は金工芸品を購入していないこと

C社コーディネート譲渡の本件各名義人（以下「C社コーディネート名義人」という。）であるU、P、O及びQの4名（以下「Oら4名」という。）は、いずれも、本件各譲渡（なお、譲渡日は平成28年4月28日から同年9月14日までの間の日である。）について、当日、インターネットを介して知り合い、通信アプリケーションで連絡を取った者に秋葉原駅で旅券を貸して現金等を得たことや、原告から金工芸品を購入していないことを供述している。これらの供述によると、Oら4名に係る本件各譲渡（C社コーディネート譲渡）は、Oら4名に対する譲渡とはいえない。

ウ D社コーディネート譲渡はD社コーディネート名義人との間でされていないこと

D社コーディネート譲渡は、平成28年7月4日に開始されたが、これは、戊（E社）が、乙常務に対し、E社が金工芸品を購入する外国人旅行者を連れて行く代わりに金工芸品の取引を直接行いたい旨提案し、乙常務がこれを了承して開始されたものである。そして、同日から同年11月11日までのD社コーディネート譲渡では、原告に支払われる金工芸品の代金をE社が用意し、原告がE社から仕入れ、丁（D社）に引き渡した金工芸品は、その後再びE社に運ばれていたものであり、このようなD社コーディネート譲渡は、いわゆる循環取引であって、D社コーディネート名義人との間でされていない。

（4）本件各譲渡に係る購入記録票の税関長への提出状況からすると、本件各譲渡は本件各名義人に対する譲渡ではないことが推認されること

ア 原告の平成28年4月課税期間、平成28年5月課税期間、平成28年8月課税期間及び平成28年9月課税期間の金工芸品免税売上高の合計金額は372億0709万6000円（なお、当該金額は、原告の本件各課税期間の金工芸品免税売上高の合計金額1049億1833万6000円の3分の1以上に相当する金額である。）であるところ、消費税法施行令18条6項に基づき、平成28年4月1日から同年5月31日までの間に大阪税関関西空港税関支署、同年8月1日から9月30日までの間に東京税関羽田税関支署及び成田税関支署に提出された購入記録票をみると、本件販売場で上記各課税期間にされた金工芸品以外の免税対象物品の譲渡に係るものは104枚提出されている一

方、本件各譲渡に係るものは、譲渡日を本件調査の着手日前後の4日間（平成28年9月6日～9日）とする11枚を除いて提出されていない。

また、本件各名義人のうち東京国際空港（以下「羽田空港」という。）から出国したことが特定された17名の出国日（平成28年10月14日、同年11月11日、同月12日、同年12月8日、同月23日、平成29年1月22日、同年2月24日）に東京税関羽田税関支署に提出された購入記録票（合計約2万1000枚）をみると、本件販売場でされた金工芸品以外の免税対象物品の譲渡に係るものは2枚提出されている一方、本件各譲渡に係るものは提出されていない。

イ 仮に本件各名義人が金工芸品の譲渡を受けていたのであれば、上記のような本件各譲渡に係る購入記録票の提出状況は考えられず、このことは、本件販売場でされた金工芸品以外の免税対象物品の譲渡に係る購入記録票の提出状況との対比からもいえる。

したがって、上記のような本件各譲渡に係る購入記録票の提出状況は、本件各譲渡が本件各名義人に対する譲渡ではないことを推認させる事情といえる。

#### （5）小括

以上によると、本件各譲渡は、本社各名義人に対する譲渡とはいえないことから、消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当せず、消費税は免除されない。

### 2 争点2（原告に通則法68条1項に規定する隠蔽又は仮装の行為があったといえるか）について

（被告の主張）

#### （1）通則法68条1項の事実の隠蔽・仮装について

通則法68条1項の事実の隠蔽とは、売上除外、証拠書類の廃棄等、課税要件に該当する事実の全部又は一部を隠すことをいい、事実の仮装とは、架空仕入れ、架空の契約書の作成、他人名義の利用等、存在しない課税要件事実が存在するように見せかけることと解されている。

#### （2）原告は本件各譲渡が免税取引ではないことを認識して本件各購入者誓約書を作成していたこと

ア 原告は、本件各譲渡の一部について、旅券等を提示した者が本件各名義人ではないことを認識していたこと

本件各名義人のうち、本件各ツアー参加者（前記1（被告の主張（3）ア参照）並びにQ（ただし、平成28年10月27日を譲渡日とする譲渡）及びD社コーディネーター名義人であるRについては、本件販売場を訪れていないにもかかわらず本件各購入者誓約書が作成されており、また、本件各ツアー参加者については、割印後旅券等の電磁的記録がごく短い時間で6～15名ずつまとめて作成されている。これらによると、本件各譲渡のうち本件各ツアー参加者並びにQ（ただし、平成28年10月27日を譲渡日とする譲渡）及びRに係るものについては、原告が、旅券等を提示した者が本件各名義人ではないことを認識しつつ、本件各名義人に対する譲渡を装うために本件各購入者誓約書を作成したといえる。

イ 原告は本件調査において本件各名義人が金工芸品を購入しているように装ったこと

原告は、本件調査開始後の平成28年9月7日ないし9日（以下「本件調査期間」という。）の3日間、本件各コーディネーターに依頼して、本件各名義人（又は、本件各名義

人に成りすまして本件販売場を訪れていた者)等との間で個別に金工芸品と代金の授受をしていたところ、これについて、戊(E社)は、乙常務又は丙室長から「税務調査が入るので、実際に売買しているよう、店内で個別に客を(ママ)金銭及び商品の受渡しをしてほしい」と頼まれた旨供述し、丁(D社)は、丙室長から、本件調査期間の3日間は「普段連れてくる大学生等の旅行者では無く、金工芸品を買えるような年齢の旅行者を連れてくるよう頼まれ」た旨供述している。

このような乙常務又は丙室長による依頼は、本件各名義人が実際には金工芸品を購入していないにもかかわらず本件各購入者誓約書が作成されていることを前提に、かかる事実を隠蔽するためにされたものといえ、本件各名義人(又は、本件各名義人に成りすまして本件販売場を訪れていた者)との間で個別に金工芸品と代金の授受をすることにより、本件各課税期間を通じて、本件各名義人が金工芸品を購入しているように装うことを企図したものといえる。

ウ 原告はD社コーディネイト譲渡がD社コーディネイト名義人との間でされていないことを認識していたこと

前記1(被告の主張)(3)ウのとおり、乙常務は、D社コーディネイト譲渡が循環取引であることを了承していたのであり、原告は、D社コーディネイト譲渡がD社コーディネイト名義人との間でされていないことを認識していたといえる。

原告は、D社コーディネイト譲渡が循環取引であることを認識していなかったと主張するが、戊(E社)が、乙常務に対し、E社が金工芸品を購入する外国人旅行者を連れて行く代わりに金工芸品の取引を直接行いたい旨提案し、乙常務がこれを了承したこと、原告は、輸出物品販売場を経営しており、消費税税還付の仕組みについて当然承知していることを供述しており、また、D社コーディネイト名義人であるR(上記A参照)について、本件販売場を訪れていないにもかかわらず、本件各購入者誓約書が作成されていることからすると、原告が、D社コーディネイト譲渡が循環取引であることを認識していなかったとはいえない。

### (3) 小括

以上によると、原告は、本件各譲渡について、消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡(免税取引)でないことを認識していたにもかかわらず、本件各購入者誓約書を作成することなどにより、同項に規定する非居住者に対する譲渡(免税取引)として装い、本件各譲渡に係る代金を免税売上高として帳簿に記載し、本件売上額(税抜)を課税売上額に計上することなく、本件各確定申告をしていた。

このような原告の行為は、通則法68条1項に規定する「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

(原告の主張)

(1) 原告は、本件各譲渡の一部について、旅券等を提示した者が本件各名義人でないことを認識していたとの主張について

ア 前記1(原告の主張)(3)のとおりであり、原告が、旅券等を提示した者が本件各名義人でないことを認識していたとはいえない。

イ 仮に、本件各ツアー参加者並びにQ及びRが本件販売場を訪れておらず、これらの本

件各名義人になりすました者が本件各購入者誓約書に署名をしていたとしても、原告は本件各譲渡においてのべ7000以上もの本人確認を行っており、このような例がごく一部あることをもって、本件各譲渡全体の仮装・隠蔽とするのは論理の飛躍がある。この点、消費税法は、輸出物品販売場制度における本人確認の方法として、旅券上の写真と外国人旅行者を肉眼で対照することを予定しており、そもそも誤りが生じるのは不可避であることからすると、なおさら仮装・隠蔽とされるいわれはないといえる。

(2) 原告が本件調査において本件各名義人が金工芸品を購入しているように装ったとの主張について

ア 原告は、平成27年1月から平成28年3月まで、本件販売場で外国人旅行者に金地金の譲渡をしており、平成27年5月頃まで、当該外国人旅行者との間で商品と代金の授受をしていた（以下、このような販売方法を「旧オペレーション」という。）。

もっとも、旧オペレーションについては、購入者が多数いる場合に長時間待たせてしまうことがあり、B社コーディネーターを通じて不満が寄せられた。そこで、原告は、同月頃、販売方法を変更し、B社コーディネーターとの間で商品と代金の授受をすることで、外国人旅行者は本人確認と購入者誓約書等への署名を終えると本件販売場を出てもよいこととし（以下、このような販売方法を「新オペレーション」という。）、金工芸品の譲渡でも、このような方法が採られていた。

イ 原告は、本件調査期間の3日間、旧オペレーションで金工芸品を譲渡することとしたが、これは、本件販売場で平成27年2月に税務調査があった際に、調査担当職員が旧オペレーションを見ていたことから、甲社長がそのときと同じ丁寧な販売方法にした方がよいと考えたためにすぎない。

丙室長は、丁（D社）に対し、本件調査期間の3日間は販売方法を変更する旨の連絡をし、併せて、未成年者や本件販売場での購入から2か月を経過していない者など、調査担当職員の面前で円滑に取引が完了しない可能性のある者は連れてきて欲しくない旨を伝えたが、その際、「普段連れてくる大学生等の旅行者ではなく、金工芸品を買えるような年齢の旅行者を連れてくるように」という依頼はしていない。また、乙常務は、戊（E社）ら仕入先の担当者に対し、仕入れのために訪問する時間が15分程度早くなる旨の連絡をしたが、その際、「実際に売買しているよう、店内で個別に客を（ママ）と金銭及び商品の受渡しをしてほしい」という依頼はしていない。これらの戊（E社）及び丁（D社）の供述は真実ではなく、戊（E社）及び丁（D社）は、自らに不利益が及ばないようにするため、夫婦という一体の関係にあることを利用して相互に供述をすり合わせ、調査担当職員に迎合する供述をしたものと考えられる。

ウ このように、原告が、本件調査期間の3日間、旧オペレーションで金工芸品を譲渡したのは、丁寧な販売方法がよいと考えてしたものにとすぎず、本件各名義人が実際には金工芸品を購入していないにもかかわらず本件各購入者誓約書が作成されていることを隠蔽するためにしたものではない。

エ また、これについて、本件各課税期間を通じて、本件各名義人が金工芸品を購入しているように装うことを企図したものであるというのは、論理の飛躍がある。

(3) 原告はD社コーディネート譲渡がD社コーディネート名義人との間でされていないことを認識していたとの主張について

前記1（原告の主張）（2）のとおりであり、原告が、D社コーディネーター譲渡がD社コーディネーター名義人との間でされていないことを認識していたとはいえない。

### 3 争点3（本件各更正処分等に行政手続法14条1項本文に定める理由の提示を満たさない違法があるか）について

（原告の主張）

本件各通知書には、本件各譲渡のうち、どの取引が本件各通知書に記載された各事実に該当するのかについて説明がなく、また、当該各事実を明らかにする証拠についても具体的な記述がない。

したがって、本件各更正処分等の理由の提示は、その判断過程を検証し得るものとなっておらず、処分行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立ての便宜を与えるとの趣旨を満たすものではなく、行政手続法14条1項本文に定める要件を満たさない。

（被告の主張）

本件各通知書には、証拠から認定した具体的事実の要点とその法的評価等が記載されており、これによれば、原告において、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を根拠に本件各更正処分等がされたかを当然に了知し得る。

したがって、本件各更正処分等の理由の提示は、処分の適正化及び不服申立ての便宜という理由の提示の趣旨・目的を満たすものといえ、行政手続法14条1項本文の要求する理由の提示として欠けるところはない。

## 第4 当裁判所の判断

### 1 認定事実

掲記の各証拠又は弁論の全趣旨によると、原告の本件販売場での金工芸品の譲渡（本件各譲渡）について、次の事実が認められる。

#### （1）原告の金工芸品の譲渡に至る経緯

ア 原告は、甲社長が株式会社V（以下「V社」という。）のW（以下「W（V社）」という。）から助言を受けたことを契機として、平成27年1月以降、本件販売場で免税対象物品であった金地金を譲渡するようになり、同年5月以降、F社及び株式会社X（以下「X社」という。）から仕入れた金地金をB社コーディネーターが関与して譲渡していた（甲7・2頁、乙14・2枚目、乙常務1頁）。

イ その後、平成28年4月以降に金地金が免税対象物品から外れることとなったところ、原告は、平成27年12月頃、甲社長がW（V社から助言を受けたことを契機として、平成28年4月以降、免税対象物品である金工芸品の譲渡をすることとなった（甲7・2頁、乙常務2頁）。

#### （2）原告の金工芸品の仕入れ及び譲渡

ア 原告の金工芸品の仕入れについて

（ア）原告は、平成28年4月、W（V社）に紹介された金工芸品の加工業者であるE社及びV社から、金工芸品（皿）を仕入れるようになった（甲7・2、3頁、乙4の1、乙常務2頁）。

その後、原告は、同年5月、F社から金工芸品（大判）を仕入れるようになり、また、金融機関からの協調融資の条件として仕入先がF社及びX社に限定されていたことから、

E社及びV社から仕入れていた金工芸品（皿）も、F社を介して仕入れるようになった（甲7・3頁、乙4の2、4の3、乙常務3、4頁）。

(イ) 原告は、平成28年7月頃、E社の代表取締役であるYことY（以下「Y（E社）」という。）から、V社を外してE社と直接取引をすることを持ちかけられたことを契機として、E社からZ株式会社（以下「Z社」という。）を介して金工芸品（皿・タンブラー）を仕入れるようになった（甲7・4頁、乙4の4、乙4の5、乙7、乙14・2、3枚目、乙常務4頁）。

また、原告は、同月頃、V社からF社を介して金工芸品（猿の置物）を仕入れるようになった（甲7・4頁、乙4の4、乙4の5、乙14・2、3枚目）。

(ウ) 原告は、平成28年9月以降、X社から金工芸品（刀のつば）を仕入れるようになった（甲7・4、5頁、乙4の6～4の11、乙常務3頁）。

#### イ 原告の金工芸品の譲渡について

(ア) 原告は、平成28年4月、B社コーディネーターが関与して本件販売場で金工芸品を譲渡するほか、W（V）に紹介されたC社コーディネーターが関与して本件販売場で金工芸品を譲渡するようになった（甲7・8頁、乙11・13、14頁）。

本件各課税期間を通じて、B社コーディネーターはaことaであり、C社コーディネーターはbであった（弁論の全趣旨）。

(イ) 原告は、平成28年7月、Y（E社）に紹介されたD社コーディネーターが関与して本件販売場で金工芸品を譲渡するようになった（甲7・8頁、乙11・5、13、14頁、乙12・1頁、乙常務5、6頁）。

D社コーディネーターは、平成28年7月4日から同年11月11日までは丁（D社）であり、同月14日以降はd（以下「d（D社）」という。）であった（弁論の全趣旨）。

#### (3) 本件各譲渡の概要

ア 原告の平成28年4月14日以降の本件各課税期間において、1個当たり概ね450万円の金工芸品（金約1kg）がのべ7000人以上の名義人（本件各名義人）に譲渡された旨の本件各譲渡に係る購入者誓約書（購入記録票）が作成され、これによれば、本件各譲渡のほとんどにおいて、外国人旅行者により複数個の金工芸品が購入され、1000万円を超える代金が支払われたことになる（弁論の全趣旨）。

原告は、本件各課税期間において、本件各コーディネーターから金工芸品の取引量を増やしてほしいという要望を受けており、本件各譲渡に係る各譲渡日に譲渡する金工芸品の品目及び数量は、乙常務において本件各コーディネーターに割り振っていた（甲7・5頁、乙14・3枚目、乙常務20、21、27～29頁、丙室長1、2、16、17頁）。

イ 本件各譲渡は、平日のほぼ毎日行われ、その販売量は、平成28年4月に約800kgであったのが、月別にみて最も多い同年11月には4000kg超となった（乙常務7頁、弁論の全趣旨）。

ウ 原告は、本件各譲渡によって、本件売上額の売上げを得た（前提事実（3）、弁論の全趣旨）。

#### (4) 本件各譲渡における本件販売場でのやり取り



#### ア 通常の本件販売場でのやり取り

本件各譲渡のうち本件調査期間以外を譲渡日とするものについては、本件販売場において、原告の担当者、本件各コーディネーター及び本件各名義人（なお、本件各名義人に成りすました者が本件販売場を訪れていた場合にはその者を指す。以下、本項において同じ。）の間に、次のようなやり取りがされていた（新オペレーション。甲7・8、9頁、甲8・1、2頁、別紙1、甲16の1、乙11・6、7頁、乙12・2頁、乙23・5頁、乙常務23頁、丙室長2～6、9、10頁）。

- ① 原告は、あらかじめ購入者誓約書（購入記録票）の「一般物品（消耗品を除く）」の「品名」、「数量」、「単価」及び「販売価額」欄を記入する。
- ② 本件各コーディネーターは、本件販売場に本件各名義人を誘導した上で、原告があらかじめ記入した購入者誓約書（購入記録票）に該当する本件各名義人を、販売手続を行うカウンターに呼び出す。
- ③ 本件各名義人は、同カウンターで旅券を提示し、原告の担当者は、旅券上の写真と照合して本人確認を行う。
- ④ 本件各名義人は、購入者誓約書（購入記録票）と確認書に記載された内容を確認した上でこれらに署名をし、その後、原告の担当者に旅券を預けて、同カウンターを離れる。
- ⑤ 原告の担当者は、預かった旅券をもとに購入者誓約書（購入記録票）の「上陸年月日」や旅券の「番号」欄等を記入し、旅券に購入記録票を貼り付けた上で、割印をしてスキャンをする。このとき、原告の担当者は、内規に従って、本件各名義人が、2か月以内に金工芸品を購入していないか、以前金工芸品を購入している場合には一度出国しているか、未成年者でないかなどを確認する。
- ⑥ 原告の担当者は、預かった旅券を本件各コーディネーターに返却し、金工芸品と代金の授受を、本件各コーディネーターとの間で一括して行う。

#### イ 本件調査期間の本件販売場でのやり取り

本件販売場では本件調査期間（平成28年9月7日～9日）に本件調査がされたところ、本件各譲渡のうち本件調査期間を譲渡日とするものについては、本件販売場において、原告の担当者と本件各名義人の間に、金工芸品と代金の授受が直接行われた（旧オペレーション）。これは、甲社長の指示を受けた乙常務及び丙室長が、本件各コーディネーターらに対し、金工芸品と代金の授受を原告の担当者と本件各名義人の間で直接行うように依頼したことによるものであった（甲7・9頁、甲8・5、6頁、乙11・8頁、乙12・3頁、乙常務14頁、丙室長10頁）。

#### (5) 個別の本件各譲渡に係る事情について

##### ア 丁（D社）が関与したD社コーディネート譲渡における取引の流れ等

(ア) 丁（D社）が関与したD社コーディネート譲渡のうち本件調査期間以外を譲渡日とするものについては、各譲渡日に次のような流れで取引が行われていた（乙21・2、3、6～8頁、乙22・4、5頁、乙23・3～5頁）。

- ① 戊（E社）は、午前10時頃、乙常務にその日の金工芸品の販売価額等を確認し、これを丁（D社）に伝える。
- ② Z社は、午前11時頃、E社の事務所で、金工芸品の納品を受け、その後、当該金

工芸品を原告に納品する。

- ③ 戊（E社）、e（以下「e（E社）」という。）及びfことf（以下「f（E社）」という。）は、E社がG社及びF社に金地金を売却したことによって受領した現金をスーツケースに入れてE社の事業所に戻り、当該現金を原告に渡す現金とY（E社）に渡す現金に分けた上、午後0時頃、本件販売場近隣の駐車場で、丁（D社）に対し、原告に渡す現金が入ったスーツケースを渡す。
- ④ 丁（D社）は、戊（E社）らから受け取った現金の入ったスーツケースを本件販売場の地下1階に運び、原告の従業員に現金の確認を受けた後、同スーツケースをその場に置いて本件販売場を出る。
- ⑤ 丁（D社）は、午後3時頃、再度、本件販売場に行き、原告の従業員から金工芸品が入ったスーツケースを受け取り、同スーツケースを持って、戊（E社）らのいる駐車場に行く。
- ⑥ 戊（E社）らは、丁（D社）から受け取った金工芸品をE社の事務所に持ち帰ってY（E社）に渡し、Y（E社）は、これらを事務所内の金庫に保管する。
- ⑦ 戊（E社）らは、旅券に貼付された購入記録票を駐車場の車内等で剥がし、E社の事務所に戻った後、Y（E社）らが当該購入記録票を破棄する。

(イ) 丁（D社）が関与したD社コーディネート譲渡のうち本件調査期間を譲渡日とするものについては、上記（4）イのとおり、金工芸品と代金の授受を原告の担当者と本件各名義人の間で直接行うように依頼されていたことから、その旨の連絡を受けた戊（E社）は、借りたバスの車内で本件各名義人に現金を渡し、その後、本件販売場で、原告の担当者と本件各名義人の間で金工芸品と代金の授受が行われ、バスの車内で本件各名義人から金工芸品を回収した（乙21・9頁、乙23・9頁）。

(ウ) 丁（D社）が関与したD社コーディネート譲渡において本件各名義人となっていたのは、E社が募集した訪日旅行中の韓国人であり、これらの者は、f（E社）が知人に連絡して集めていたが、取引量が1日当たり50kgになった時にはY（E社）が知人に連絡して集めることもあった（乙21・8頁）。

イ C社コーディネート譲渡及びD社コーディネート譲渡のキャンセル及びその後の対応  
平成28年9月23日にされたC社コーディネート譲渡2件、D社コーディネート譲渡7件については、購入者誓約書（購入記録票）が作成され、旅券に購入記録票を貼り付け、割印をしてスキャンをした後にキャンセル扱いとなっている（乙11・2～4頁、別添1、乙35）。

これらについては、C社コーディネーター又はD社コーディネーターが関与して、C社コーディネート譲渡2件については同日、D社コーディネート譲渡7件については翌日、品名及び数量を同一にする本件各譲渡がされており、購入者誓約書（購入記録票）が作成され、旅券に購入記録票を貼り付けた上で、割印をしてスキャンがされている（乙11・2～4頁、別添1、乙35）。

ウ B社コーディネート名義人の中に譲渡日に本件販売場を訪れていない者がいること  
B社コーディネート名義人のうち、平成28年6月6日に本件各譲渡を受けたとされるMほか12名は、宿の手配を株式会社g（以下「g」という。）、ガイドやバスの手配を株式会社h（以下「h」という。）がするツアー（同月3日～8日）に参加していた者で

あるところ、同ツアーの「貸切バス運行指示票・乗務記録簿」（以下「本件運行指示票」という。）によると、同ツアーでは、同月5日は富士山周辺を観光した後愛知県小牧市内のホテルに宿泊し、同月6日は京都市内等を観光した後大阪府内のホテルに宿泊し、同月7日は関西国際空港周辺のホテルに宿泊していたのであり（乙17・1～3、6、17、61～97、101、102頁）、Mほか12名は、本件各譲渡の譲渡日である平成28年6月6日に、本件販売場を訪れていない。

エ C社コーディネート名義人の中に購入代行のアルバイトをした者がいること

(ア) C社コーディネート名義人のうち、平成28年4月28日に本件各譲渡を受けたとされるUは、調査担当職員の質問調査に対し、次のとおり供述しており、当該事実が認められる（乙24）。

- ① 韓国人向けのウェブサイト（j）で旅券の貸与の募集をしており、これに参加したこと
- ② 当日、秋葉原駅で男性に旅券を渡し、本件販売場に行って購入者誓約書に署名し、その後、男性から旅券と2万円を受け取ったこと
- ③ 原告から工芸品の購入はしていないこと
- ④ その後、同年6月22日に男性から連絡があり、同月28日及び29日に旅券の貸与を依頼されたが、断ったこと

(イ) C社コーディネート名義人のうち、平成28年4月28日に本件各譲渡を受けたとされるPは、調査担当職員の質問調査に対し、次のとおり供述しており、当該事実が認められる（乙25、26）。

- ① 通信アプリケーション（m）で旅券の貸与をすることでアルバイト料をもらえることを知り、貸与することにしたこと
- ② 当日、秋葉原駅で先方に旅券を渡し、5～10分後に返してもらい、アルバイト料として2万円を受け取ったこと（返してもらった旅券には、購入記録票の貼付けはされていないこと）
- ③ 金工芸品の購入はしていないこと、

(ウ) C社コーディネート名義人のうち、平成28年4月28日に本件各譲渡を受けたとされるOは、調査担当職員の質問調査に対し、次のとおり供述しており、当該事実が認められる（乙27、28）。

- ① 同月中旬頃、韓国人向けのウェブサイト（j）を通じて東京在住の韓国人と知り合い、旅券を貸与して欲しいと依頼されたことから、日本で会ったときに貸与することにしたこと
- ② 当日、秋葉原駅で上記韓国人に旅券を渡し、1時間後に返してもらい、その際、書類に名前を書かされ、食事の提供を受けたこと（返してもらった旅券には、購入記録票の貼付けはされていないこと）
- ③ 金工芸品の購入はしていないこと

(エ) C社コーディネート名義人のうち、平成28年6月15日、9月14日及び10月27日に本件各譲渡を受けたとされるQは、調査担当職員の質問調査に対し、次のとおり供述しており、当該事実が認められる（乙29）。

- ① 6月15日及び9月14日について

- i ウェブサイト（j）で旅券の貸与をすることでアルバイト料をもらえることを知り、貸与することにしたこと
  - ii 当日、秋葉原駅に集合した後、案内役について本件販売場に行き、店員に旅券を渡し、購入者誓約書に署名し、その後、店の近くで、案内役から旅券と現金1万円又は2万円を受け取ったこと
- ② 10月27日について
- i 日本語学校の友人から旅券の貸与をすることでアルバイト料をもらえるといわれ、貸与することにしたこと
  - ii 当日、自宅に来た者に旅券を渡したが、その後、前回の旅券の貸与を受けたときから出国をしていないことからアルバイトはできないという連絡があつて、旅券を返してもらい、アルバイト料は受け取らなかったこと
- ③ いずれの日も金工芸品の購入はしていないこと

オ D社コーディネーター名義人の中に購入代行のアルバイトをした者がいること

D社コーディネーター名義人のうち、平成28年9月1日に本件各譲渡を受けたとされるRは、調査担当職員の質問調査に対し、次のとおり供述しており、当該事実が認められる（乙30）。

- ① ウェブサイト（n）で旅券の貸与をすることでアルバイト料をもらえることを知り、貸与することにしたこと
- ② 当日、秋葉原駅で案内役の男性に旅券を渡し、その後、本件販売場には入ることなく、20～30分後に、旅券を返してもらい、アルバイト料として1万5000円を受け取ったこと（返してもらった旅券には、購入記録票の貼付けはされていなかったこと）
- ③ 金工芸品の購入はしていないこと

（6）本件各譲渡に係る購入記録票の提出状況

ア 平成28年4月1日から同年5月31日までの間に、消費税法施行令18条6項に基づき大阪税関関西空港税関支署で提出された購入記録票の中に、本件販売場における譲渡に係るものは存在しなかった（乙18）。

イ 平成28年8月1日から同月31日までの間に、消費税法施行令18条6項に基づき東京税関羽田税関支署で提出された購入記録票は17万4681枚、東京税関成田税関支署で提出された購入記録票は39万2111枚（合計56万6792枚）であったところ、このうち本件販売場における譲渡に係るものは48枚で、金工芸品の譲渡に係るものは存在しなかった（乙19）。

ウ 平成28年9月1日から同月9月30日までの間に、消費税法施行令18条6項に基づき東京税関羽田税関支署で提出された購入記録票は16万0377枚、東京税関成田税関支署で提出された購入記録票は36万2762枚（合計52万3139枚）であったところ、本件販売場における譲渡に係るものは67枚で、このうち、金工芸品の譲渡に係るものは11枚でその譲渡日は同月6日、8日及び9日であった（乙20）。

エ 本件各名義人のうち、平成28年10月から平成29年2月までに羽田空港から出国したことが特定された者から無作為で抽出された17名につき、その出国日（平成28年10月14日、11月11日及び12日、12月8日及び23日、平成29年1月2

2日、2月24日)に東京税関羽田税関支署で提出された購入記録票(合計約2万1000枚)を調査すると、本件販売場における金工芸品の譲渡に係るものは存在しなかった(乙48)。

(7) 事実認定の補足説明

ア 丁(D社)が関与したD社コーディネート譲渡における取引の流れ等(上記(5)ア)について

上記(5)アの事実は、主に、戊(E社)、e(E社)及び丁(D社)の供述に基づいて認められるところ、原告は、これらの供述について、国家権力に迎合した供述をしたもので信用できないなどと主張する。

しかしながら、上記各供述は、戊(E社)ら自身が循環取引に関与していたことを前提とし、自らに不利益な内容を認めるものであるところ、仮に上記各供述が虚偽であるとすると、戊(E社)らがあえてこのような供述に及んだ理由が明らかではなく不合理といえる。

また、上記各供述の内容は、上記(5)オのRの旅券を貸与した旨の供述とも概ね整合することに加え、上記(5)イのD社コーディネート譲渡のキャンセル及びその後の対応、上記(6)イ及びウの平成28年8月及び9月の東京税関羽田税関支署及び成田税関支署における購入記録票の提出状況にも概ね沿ったものといえる。

さらに、上記各供述の内容は、平成28年11月1日及び同年10月14日について、E社はZ社を通じて原告に納品する金工芸品の材料となる金地金を実際に仕入れてはいなかったこと(乙44)、調査担当職員が、平成28年10月14日、本件販売場付近において、キャリーケースを所持した者が本件販売場を出て、付近に駐車してあったE社が登録名義を有する車に乗り込む様子を確認したこと(乙45、46)とも概ね合致するものといえる。

したがって、戊(E社)、e(E社)及び丁(D社)の上記各供述は信用することができる。

イ B社コーディネート名義人の中に、譲渡日に本件販売場を訪れていない者がいること(上記(5)ウ)について

上記(5)ウの事実は、gの「中国国民訪日団体観光旅行取扱団体帰国報告書」(乙17・6頁)に記載されたMほか12名の参加したツアーに係る旅行期間、ガイド名、ガイドの連絡先を、神田税務署職員がqの担当者に伝え、これと一致する運行記録として開示された本件運行指示票(乙17・17頁)の記載に基づくものであるところ、本件運行指示票の記載は旅行期間のほか、乗車人員や帰国前日の宿泊先などについても上記帰国者報告書の記載と整合しているといえ、Mほか12名の参加したツアーに係るものと認めることができる。原告は、本件運行指示票記載の団体名が上記帰国者報告書記載の団体名と異なる点を指摘するが、これらは旅行会社によって個別に付されていた可能性もあることからすると、上記認定を左右するものとはいえない。

ウ C社コーディネート名義人の中に旅券貸与又は購入代行のアルバイトをした者がいること(上記(5)エ)について

上記(5)エの事実は、Oら4名の供述によって認められるところ、原告は、これらの供述について、信用できないと主張する。

しかしながら、上記各供述は、○ら4名が、旅券を貸与してアルバイト料を受領していたというもので、同人らが何らかの違法取引に関与していたことを前提とし、自らに不利益な内容を認めるもので、一般的に信用性が高いといえることに加え、上記各供述の内容は、上記（5）オのRの供述も含めて、相互に整合するものといえる。原告は、上記各供述は、インターネットの掲示板等で旅券を貸与するアルバイトの募集の記事を見たとする点で、インターネットの掲示板に購買代行のアルバイトの募集の記事があること（甲14）と整合しないと主張するが、○ら4名が見た記事が該当記事であるとは限らないことからすると、その供述の信用性を否定するものとはまではいえない。

したがって、○ら4名の供述は信用することができる。

エ D社コーディネーター名義人の中に購入代行のアルバイトをした者がいること（上記（5）オ）について

上記（5）オの事実は、Rの供述によって認められるところ、原告は、かかる供述について、信用できないと主張する。

しかしながら、上記供述についても、Rが旅券を貸与してアルバイト料を受領していたというもので、同人らが何らかの違法取引に関与していたことを前提とし、自らに不利益な内容を認めるもので一般的に信用性は高いといえることに加え、上記供述内容は、上記（5）エの○ら4名の供述と相互に整合するものといえる。原告は、上記供述は、Rが本件販売場に入っていないとする点で、戊（E社）や丁（D社）の供述内容と整合しないと主張するが、戊（E社）や丁（D社）の供述をみても、個別にこのような取引があったことを否定するものとはまではいえず、その供述の信用性を否定するものとはまではいえない。

したがって、Rの供述は信用することができる。

2 争点1（本件各譲渡は消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するか）について

（1）消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡について

ア 消費税法は、事業者が国内で行った資産の譲渡等及び特定仕入れを課税の対象とするものであるところ（4条1項）、国境税調整を図る観点から国内における資産の譲渡等のうち輸出取引に該当するものについては免税することとしており（7条1項）、併せて、輸出物品販売場における非居住者に対する免税対象物品の譲渡については、国内における資産の譲渡ではあるものの、当該輸出物品販売場で物品を購入した非居住者が最終的に輸出することを前提とした譲渡であり、その実質は輸出取引と何ら変わることはないことから、このようなものについても輸出取引と同じく免税することとしている（8条1項、消費税法施行令18条1項）。

このような輸出物品販売場における免税制度の趣旨に鑑みると、消費税法8条1項にいう非居住者に対する譲渡といえるためには、譲渡によって免税対象物品の所有権が非居住者に移転することを要すると解すべきであり、消費税法施行令18条2項等の定める免税販売手続（以下「免税販売手続」という。）において非居住者による名義貸しが行われ、当該非居住者が実際の購入者でない場合には、免税対象物品の所有権が当該非居住者に移転するとはいえず、消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡とはいえないと解するのが相当である。

イ 原告は、消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡について、仮に、免税販売手続において非居住者による名義貸しが行われ、当該非居住者が実際の購入者でない場合であったとしても、消費税法施行令18条2項に基づき、非居住者が旅券等を提示し、購入者誓約書を作成・提出している以上、当該譲渡は、原則として消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡に該当するといふべきであり、これが否定されるのは、せいぜい、事業者が、非居住者である購入者誓約書の名義人が実際の購入者でないことを認識していたといえるような例外的な場合に限られると解すべきである旨主張する。

しかしながら、消費税法8条1項は、その文言上、非居住者に対する譲渡を免税制度の対象としており、上記輸出物品販売場の免税制度の趣旨を踏まえても、免税販売手続において非居住者による名義貸しが行われ、当該非居住者が実際の購入者でない場合について、同項に規定する非居住者に対する譲渡として免税制度の対象と解することはできない（消費税法施行令18条2項は、免税販売手続の方法について規定したものにすぎず、同項に基づき、非居住者が旅券等を提示し、購入者誓約書を作成・提出したことをもって、実際の購入者が当該非居住者でない場合であっても非居住者に対する譲渡に当たると解すべき旨を定めるものとはいえない。）。

原告は、上記のように解すると、輸出物品販売場の経営に避け難い多大なリスクが存することになると主張するが、消費税法に輸出物品販売場を経営する事業者の事業を保護するような規定も見当たらないことからすると、上記解釈を否定する理由とはいえない。また、原告は、消費税法8条3項及び5項に該当する場合との均衡について指摘するが、これらはいずれも実際の購入者は非居住者であって、消費税法8条1項の免税制度の対象となったにもかかわらず、事後的に輸出されない場合に消費税を徴収する旨の規定であることからすると、実際の購入者が非居住者でない場合とは場面を異にするといふべきであり、やはり上記解釈を否定する理由とはいえない。

ウ なお、原告は、免税販売手続における実際の購入者について、特段の事情のない限り、処分証書である購入者誓約書と抵触する事実を認定することは許されないなどと主張するが、処分証書とは意思表示その他の法律行為が文書によってされた場合のその文書をいうのであって、購入者誓約書は「当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類」（消費税法施行令18条2項）であることからすると、譲渡の処分証書とはいえない。

もつとも、購入者誓約書は、免税販売手続において、購入者が作成することが予定されていることから、実際の購入者の認定においては、この点を踏まえた検討がされるべきものといえる。

## (2) 本件各名義人が本件各譲渡における実際の購入者であるかについて

前提事実(2)のとおり、本件各譲渡については、いずれも外国人旅行者である本件各名義人を購入者とする本件各購入者誓約書が作成されている。

しかしながら、前記1(4)のとおり、本件各譲渡における金工芸品と代金の授受は、通常、原告と本件各コーディネーターとの間で行われていたところ、次のとおり、D社コーディネート譲渡、B社コーディネート譲渡及びC社コーディネート譲渡のいずれにおいても、非居住者による名義貸しが行われ、当該非居住者が実際の購入者でないといえ、消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡ということとはできない。

ア D社コーディネーター譲渡について

(ア) 丁 (D社) が関与したD社コーディネーター譲渡は、前記1 (5) アのとおり、本件調査期間のものも含め、金工芸品は、E社から原告、丁 (D社) を経て再びE社に渡り、その代金は、E社からD社を介して原告に支払われているのであって、これはいわゆる循環取引であったと認められるところ、D社コーディネーター名義人は、訪日旅行中にE社によって募集された韓国人であって、実際に代金を支払い、金工芸品を受領していたとは認められない。

したがって、丁 (D社) が関与したD社コーディネーター譲渡では、D社コーディネーター名義人による名義貸しが行われ、D社コーディネーター名義人が実際の購入者ということとはできないことから、消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡とは認められない。

(イ) また、d (D社) が関与したD社コーディネーター譲渡は、丁 (D社) が関与したD社コーディネーター譲渡に引き続いて行われたものであるところ、上記 (ア) のとおり、D社コーディネーター譲渡では、当初から循環取引が行われていたものであり、D社コーディネーターが丁 (D社) からd (D社) に交替したことにより、これが解消されたような事情は見当たらない (かえって、丁 (D社) は、D社コーディネーターを交替した後も、d (D社) に付き添って2日間同行していたことが認められる。乙23・3頁)。

したがって、d (D社) が関与したD社コーディネーター譲渡においても、D社コーディネーター名義人による名義貸しが行われ、D社コーディネーター名義人が実際の購入者ということとはできず、消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡とは認められない。

イ B社コーディネーター譲渡及びC社コーディネーター譲渡について

(ア) 本件各譲渡は、前記1 (3) 及び (4) のとおり、のべ7000人以上の名義人 (本件各名義人) に対して行われたとされているが、いずれも現金取引で、そのほとんどが販売価額1000万円を超える高額のものであるにもかかわらず、代金及び金工芸品の授受は、原告と本件各コーディネーターとの間でされており (新オペレーション)、代金が支払われる前に本件各名義人が金工芸品の現物を確認することはなく、本件各名義人から、現物を確認したい旨の要望があつて原告が対応したような事情も見当たらない (乙常務24、25頁参照)。これらの点については、原告の主張を踏まえても、本件各名義人が実際の購入者であるとしたときに不自然であることが否めないといえる。

この点、D社コーディネーター譲渡では、上記アのとおり循環取引が行われており、D社コーディネーター名義人が実際の購入者ということとはできないところ、B社コーディネーター譲渡及びC社コーディネーター譲渡は、D社コーディネーター譲渡に先立つ平成28年4月から行われているものの、いずれもD社コーディネーター譲渡と同様に、B社コーディネーター又はC社コーディネーターが関与して行われたもので、前記1 (3) ア及び (4) のとおり、その金工芸品の品目及び数量の決め方や本件販売場でのやり取りも、D社コーディネーター譲渡と同様に行われていることからすると、B社コーディネーター譲渡及びC社コーディネーター譲渡についても、B社コーディネーター名義人及びC社コーディネーター名義人は実際の購入者でないことがうかがわれる。

(イ) B社コーディネーター名義人については、前記1 (5) ウのとおり本件各譲渡の譲渡日に本件販売場を訪れていない者が複数名おり、また、C社コーディネーター名義人については、前記1 (5) イのとおりキャンセルがあつた当日に新たに購入者となった者や、



前記1（5）エのとおり旅券貸与又は購入代行のアルバイトとして本件各譲渡に関与した者が複数名いるところ、これらの者に係るB社コーディネーター譲渡又はC社コーディネーター譲渡については、B社コーディネーター名義人又はC社コーディネーター名義人による名義貸しが行われ、これらの者が実際の購入者ということとはできない（原告は、キャンセルがあった当日に新たな購入者となった者がいることについて、翌日以降に仲介する予定であった外国人旅行者について日程を繰り上げて手配するものと考えていたと主張するが、本件各譲渡が高額の現金取引であったこと等を踏まえると、合理的な主張とはいえない。）。）。

そして、これらのB社コーディネーター譲渡又はC社コーディネーター譲渡は、いずれもB社コーディネーター及びC社コーディネーターの関与のもとに行われており、名義貸しが行われたのがこれらのときに限られるとする合理的な理由も見当たらないところ（なお、C社コーディネーター譲渡におけるアルバイト募集については、ウェブサイトによって広く募集がされている。）、上記（ア）の点も踏まえると、このような名義貸しは、恒常的に行われていたものと推認される。

（ウ）また、本件各譲渡では、前記1（4）アのとおり、本件各名義人の旅券に購入記録票が貼付されること、前記1（6）のとおり、平成28年4月及び5月の大阪税関関西空港税関支署において、平成28年8月及び9月の東京税関羽田税関支署及び成田税関支署において、購入記録票が11枚を除いて提出されておらず、外国人旅行者の多くが関西空港、羽田空港又は成田空港から出入国すると考えられることを踏まえると、本件各名義人の旅券に貼付された購入記録票は、その多くが剥がされていたものといえ、このことは、本件各名義人が実際の購入者でないことを推認させるものといえる（なお、上記11枚については、本件各名義人の旅券に購入記録票が貼付されていたものであるが、これが本件販売場でのやり取りが変更された本件調査期間の頃のものであることからすると、やり取りの変更に伴って剥がされなかった可能性もあるといえ、これをもって、上記11枚については、本件各名義人が実際の購入者であるとまではいえない。）。さらに、本件各名義人のうち平成28年10月から平成29年2月までに羽田空港から出国したことが特定された17名について、その出国日に東京税関羽田税関支署で購入記録票が提出されていないところ、これについても、上記同様に、本件各名義人が実際の購入者でないことを推認させるものといえる。

（エ）以上に加えて、本件において、B社コーディネーター及びC社コーディネーターが、外国人旅行者に対し、本件販売場での金工芸品の購入希望者を募っていたことをうかがわせる証拠も見当たらないこと（乙14・4枚目参照。なお、甲社長は、金工芸品が安く買えることがツアーの目玉であった旨供述するが〔乙11・15頁〕、これを裏付ける証拠は提出されていない。）も考慮すると、B社コーディネーター譲渡及びC社コーディネーター譲渡についても、これらの本件各名義人による名義貸しが行われ、これらの本件各名義人が実際の購入者ということとはできず、消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡とは認められない。

ウ 原告の主張について

（ア）原告は、乙常務らが、E社の工場を見学するとともに、金工芸品を本件販売場に運搬していた旨主張し、これをもって、D社コーディネーター譲渡はD社コーディネーター名

義人に対する正常な取引であると主張するものとも解される。

しかしながら、E社の工場の状況を的確に裏付ける証拠はない上、仮にE社の工場で金工芸品の加工がされていたとしても、直ちに原告に納品する金工芸品をその都度加工・製造していたということはできず、これをもって、D社コーディネート譲渡が循環取引でないとはいえない。また、乙常務らが金工芸品を運搬していたとしても、後記3で説示する点も踏まえると、これはD社コーディネート譲渡が正常な取引であることを装うためにされたものとみる余地もあり、これをもって、D社コーディネート譲渡が循環取引でなく、D社コーディネート名義人に対する正常な取引であるとはいえない。

(イ) 原告は、平成28年4月に金の測定のための機械や金庫等、同年12月に秤をそれぞれ購入した旨主張し、これをもって、本件各譲渡は、本件各名義人に対する正常な取引であると主張するものとも解される。

しかしながら、原告が金の測定のための機械や金庫等を購入していたとしても、後記3で説示する点も踏まえると、これは本件各譲渡が正常な取引であることを装うためにされたものとみる余地もあり、これをもって、本件各譲渡が本件各名義人に対する正常な取引であるとはいえない。

(ウ) 原告は、本件各譲渡について、H銀行及びI銀行から運転資金の貸付けを受け、また、これらの金融機関は、原告の金工芸品の在庫と消費税の還付請求権に譲渡担保権の設定を受けている旨主張し、これをもって、本件各譲渡は、本件各名義人に対する正常な取引であると主張するものとも解される。

しかしながら、これらの金融機関がいかなる審査したかについては必ずしも明らかではないことからすると、これをもって、本件各譲渡が本件各名義人に対する正常な取引であるとはいえない。

(エ) なお、原告の金工芸品の仕入先とされるX社の担当者は、原告に対して、平成28年9月12日から平成29年6月まで自社で加工・製造した金工芸品を納品していた旨述べていることも認められる(甲11)。

しかしながら、原告の金工芸品は、平成28年12月12日以降、X社からの仕入れのみとなったことが認められるところ(乙4の9~11)、前記1(6)エのとおり、同日以降である平成28年12月23日、平成29年1月22日、同年2月24日に羽田空港を出国したことが判明している本件各名義人について、購入記録票が東京税関羽田税関支署に提出されていないことからすると、X社から仕入れた金工芸品についても、本件各名義人に対して譲渡されていたと認めるに足りないといえる。

### (3) 小括

以上のとおり、本件各譲渡は、本件各名義人による名義貸しが行われ、本件各名義人が実際の購入者ということとはできず、消費税法8条1項の非居住者に対する譲渡とは認められない。

## 3 争点2 (原告に通則法68条1項に規定する隠蔽又は仮装の行為があったといえるか) について

(1) 前記2のとおり、本件各譲渡については、本件各名義人による名義貸しが行われ、本件各名義人が実際の購入者ということとはできないところ、本件において、原告は、本件各名義人に係る本件各購入者誓約書の作成に関与し、本件各譲渡による売上げを免税売上高として帳

簿に記載し、本件売上額（税抜）を課税売上額に計上することなく、本件各確定申告をしていたものである。このような原告の行為については、本件各譲渡について、本件各名義人による名義貸しが行われ、本件各名義人が実際の購入者とはいえないことを認識して行われたのであれば、通則法68条1項の規定する「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当するといえることから、以下、この点について検討する。

- (2) 前記1(4)イ及び(5)ア(イ)のとおり、本件調査期間（平成28年9月7日～9日）に本件販売場で本件調査が行われた際、甲社長の指示で、乙常務及び丙室長が本件各コーディネーターらに対して、金工芸品と代金の受け渡しを原告と外国人旅行者との間で直接行うように依頼し、これに基づいて旧オペレーションがされており、これについて、平成29年5月26日にされた事情聴取において、甲社長、乙常務及び丙室長も同席する場で、原告の営業本部長であるrは、平成28年11月までは、金工芸品と代金の受け渡しを原告と外国人旅行者との間で直接行っていた旨の虚偽の供述をしていたことが認められる（乙10・6枚目）。

これらによると、原告は、本件調査において、原告と外国人旅行者との間で金工芸品と代金の受け渡しが直接されているように装うために本件調査期間中に旧オペレーションによる譲渡をしたものと認められ、甲社長、乙常務及び丙室長は、遅くとも上記の指示又は依頼をしたときまでには、本件各譲渡では、本件各名義人による名義貸しがされ、本件各名義人が実際の購入者でないことを認識していたものと認められる。この点、原告は、本件調査期間中に旧オペレーションによる譲渡をした理由について、平成27年2月に税務調査があった際に調査担当職員が旧オペレーションを見ていたことから、そのときと同じ丁寧な販売方法をした方がよいと考えたためであると主張するが、合理的な理由とはいえない。

また、戊（D社）は、本件調査において、D社コーディネート譲渡が循環取引である旨を説明した上で、戊（D社）は、乙常務に取引について説明していた旨供述しているところ（乙21・5頁）、かかる供述内容は、原告が、D社コーディネート譲渡の当初から、D社コーディネート名義人による名義貸しがされ、D社コーディネート名義人が実際の購入者でないことを認識していたことを裏付けるものといえることができる。これに加えて、本件各譲渡には、前記2(2)イ(ア)のとおり本件各名義人が実際の購入者であるとしたときに不自然な点があるにもかかわらず、原告は、本件各コーディネーターがどのように本件販売場での金工芸品の購入希望者を募っていたかを把握しておらず、本件各コーディネーターにこの点について確認した形跡もないこと、本件各譲渡における本件販売場でのやり取りは、本件調査期間を除く、当初から変更されていないこと等を考慮すると、原告は、本件各譲渡の当初から、本件各名義人による名義貸しがされ、本件各名義人が実際の購入者でないことを認識していたものと認めるのが相当である。

- (3) 原告は、乙常務らが、E社の工場を見学するとともに、金工芸品を本件販売場に運搬していたこと、金の測定のための機械や金庫等を購入したこと、H銀行及びI銀行から運転資金の貸付けを受け、また、これらの金融機関は、原告の金工芸品の在庫と消費税の還付請求権に譲渡担保権の設定を受けていること等を主張して、仮に、本件各譲渡について、本件各名義人による名義貸しが行われ、本件各名義人が実際の購入者とはいえないとしても、原告は

その旨認識していなかったと主張する。

しかしながら、原告が主張する上記各事情については、前記2（2）ウ（ア）～（ウ）のとおり、いずれも、これらをもって本件各譲渡が本件各名義人に対する正常な取引であるといえるものではなく、同様に、原告に上記認識がなかったことを基礎付ける事情ということもできない。

また、原告は、乙社長ら一族が、本件各譲渡について、本件各名義人による名義貸しが行われ、本件各名義人が実際の購入者ではないことを認識して、これらの譲渡に及ぶ動機がないと主張するものと解されるが、D社コーディネート譲渡では循環取引が行われ、原告は消費税等の還付金を得ていたこと等に鑑みると、原告にこれらの譲渡に及ぶ動機がないということもできないというべきである。

（4）以上のとおり、本件において、原告は、本件各譲渡の当初から、本件各譲渡について、本件各名義人による名義貸しが行われ、本件各名義人が実際の購入者ではないことを認識していたものといえるところ、その上で、原告は、本件各名義人に係る本件各購入者誓約書の作成に関与し、本件各譲渡による売上げを免税売上高として帳簿に記載し、本件売上額（税抜）を課税売上額に計上することなく、本件各確定申告をしていたものであり、これらの行為は、本件各譲渡を消費税法8条1項に規定する非居住者に対する譲渡として装うもので、通則法68条1項の規定する「課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたとき」に該当する。

4 争点3（本件各更正処分等に行政手続法14条1項本文に定める理由の提示を満たさない違法があるか）について

（1）行政手続法14条1項本文は、行政庁が不利益処分をする場合に、その名宛人に対し、同時に当該不利益処分の理由を示さなければならない旨規定しているところ、これは、名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠となる法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきと解される（最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081頁参照）。

（2）本件各更正処分等の理由については、別紙5本件各更正処分等における処分理由記載のとおり、①複数の本件各名義人が、金工芸品を購入した事実はなく、旅券を貸与し、本件各購入者誓約書に署名しただけであると供述していること、②複数の本件各名義人が、その旅行日程からして、金工芸品の購入日に本件販売場に来店することが事実上不可能であったこと、③D社コーディネーターが、金工芸品が外国人旅行者に引き渡されておらず、代金が非居住者から支払われていない旨供述していること、④東京税関が出国者から回収した購入記録票のうち本件各譲渡に係るものは、平成28年8月分には1枚も存在せず、同年9月分には本件調査着手日前後のもの11枚以外には存在しなかったことが記載されており、これらは判断の基礎となる事実関係をその根拠と共に示したものといえ、さらに、処分の根拠法令を含む判断過程が明らかにされており、これらは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその

恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨を満たすものといえる（原告は、本件各譲渡のうちいずれがこれらの事実に該当するかについて何ら説明されていないと主張するが、本件各譲渡の規模等も踏まえると、これらの説明がないことをもって、行政手続法14条1項本文の趣旨を満たさないとはいえない。）。

したがって、本件各更正処分等について、行政手続法14条1項本文に定める理由の提示を満たさない違法があるとはいえない。

#### 第5 結論

以上によれば、原告の請求はいずれも理由がないことからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第38部

裁判長裁判官 鎌野 真敬

裁判官 網田 圭亮

裁判官 野村 昌也

(別紙1)

指定代理人目録

能登谷 宣仁、小澤 信彦、猪股 翔太、東山 俊雄、新良 昌也、中園 藍

以上

## 申告額一覧表

	課税期間	消費税につき 還付すべき税額	地方消費税につき 還付すべき譲渡割額
1	H28. 4. 1～H28. 4. 30	268, 896, 496 円	72, 559, 371 円
2	H28. 5. 1～H28. 5. 31	430, 185, 372 円	116, 081, 767 円
3	H28. 6. 1～H28. 6. 30	722, 771, 200 円	195, 033, 498 円
4	H28. 7. 1～H28. 7. 31	677, 643, 652 円	182, 856, 223 円
5	H28. 8. 1～H28. 8. 31	833, 205, 757 円	224, 833, 299 円
6	H28. 9. 1～H28. 9. 30	970, 427, 126 円	261, 861, 287 円
7	H28. 10. 1～H28. 10. 31	1, 082, 332, 550 円	292, 057, 989 円
8	H28. 11. 1～H28. 11. 30	1, 155, 028, 061 円	311, 674, 238 円
9	H28. 12. 1～H28. 12. 31	471, 154, 139 円	127, 136, 831 円
10	H29. 1. 1～H29. 1. 31	134, 316, 905 円	36, 244, 244 円
11	H29. 2. 1～H29. 2. 28	170, 903, 970 円	46, 116, 944 円

以下、原告の上記1～11の各課税期間を、順に「平成28年4月課税期間」ないし「平成29年2月課税期間」といい、上記1～11に各課税期間に係る更正処分を「平成28年4月課税期間更正処分」ないし「平成29年2月課税期間更正処分」という。

以上

## 関係法令の定め

## 第1 消費税法及び消費税法施行令の定め

## 1 消費税法8条1項

- (1) 消費税法8条1項(平成28年4月課税期間については平成28年法律第15号による改正前のもの。以下同じ。)は、輸出物品販売場を経営する事業者が、外国為替及び外国貿易法6条1項6号(定義)に規定する非居住者(引用者注:居住者〔本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人〕以外の自然人及び法人をいう。以下「非居住者」という。)に対し、政令で定める物品で輸出するため政令で定める方法により購入されるものの譲渡(括弧内省略)を行った場合(括弧内省略)には、当該物品の譲渡については、消費税を免除する旨規定している。
- (2) 消費税法施行令18条1項は、消費税法8条1項に規定する政令で定める物品は、次に掲げる物品以外の物品(以下「免税対象物品」という。)とする旨規定し、同施行令18条1項1号は「金又は白金の地金その他通常生活の用に供しないもの」を掲げ、同項2号は「通常生活の用に供する物品のうち食品類、飲料類、薬品類、化粧品類その他の消耗品(以下、単に「消耗品」という。)に該当するものであって、その非居住者に対して、同一の輸出物品販売場(括弧内省略)において同一の日に譲渡する当該消耗品の譲渡に係る対価の額(括弧内省略)の合計額が50万円を超えるもの」を掲げる。
- (3) 消費税法施行令18条2項(平成28年4月課税期間については平成28年政令第148号による改正前のもの。以下同じ。)は、消費税法8条1項に規定する政令で定める方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める方法とする旨規定し、同施行令18条2項1号は、「非居住者が、輸出物品販売場(中略。以下「市中輸出物品販売場」という。)において免税対象物品のうち消耗品以外のもの(以下「一般物品」という。)を購入する場合」について「その購入の際、次に掲げる要件の全てを満たして当該一般物品の引渡しを受ける方法」と規定し、同号イは「その所持する旅券等(括弧内省略)を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提示し、かつ、これに購入の事実を記載した書類(以下「購入記録票」という。)の貼付けを受けるとともに、当該旅券等と当該書類との間に割印を受けること(以下「当該割印を受けた当該旅券等を「割印後旅券等」という。)、同号ロは「当該一般物品をその購入後において輸出する旨を誓約する書類(以下「購入者誓約書」といい、購入記録票と併せて「購入者誓約書等」という。)を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること」、同号ハは「その所持する旅券等の写し(括弧内省略)を当該市中輸出物品販売場を経営する事業者に提出すること(括弧内省略)」を掲げる。
- (4) 消費税法施行令18条6項(平成28年4月課税期間については平成28年政令第148号による改正前の同条5項。以下同じ。)は、同条2項1号(中略)に定める方法により免税対象物品を購入した者は、本邦から出国する際又は居住者となる際に、その出港地を所轄する税関長又はその住所若しくは居所の所在地を所轄する税務署長に同項1号イに規定する購入の事実を記載した書類(括弧内省略)を提出しなければならない旨規定している。

## 2 消費税法8条3項

消費税法8条3項は、輸出物品販売場において同条1項に規定する物品を同項に規定する方



法により購入した非居住者が、本邦から出国する日（括弧内省略）までに当該物品を輸出しないときは、その出港地を所轄する税関長（括弧内省略）は、その者が当該物品を災害その他やむを得ない事情により亡失したため輸出しないことにつき当該税関長の承認を受けた場合を除き、その者から当該物品の譲渡についての同項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する旨規定している。

### 3 消費税法 8 条 4 項

消費税法 8 条 4 項本文は、同条 1 項に規定する物品で、非居住者が輸出物品販売場において同項に規定する方法により購入したものは、国内において譲渡又は譲受け（括弧内省略）をしてはならない旨規定し、同条 4 項ただし書は、当該物品の譲渡又は譲受けをすることにつきやむを得ない事情がある場合において、当該物品の所在場所を所轄する税務署長の承認を受けたときは、この限りでない旨規定している。

### 4 消費税法 8 条 5 項

消費税法 8 条 5 項本文は、国内において同条 4 項に規定する物品の譲渡又は譲受けがされたときは、税務署長は、（中略）同項ただし書の承認を受けないで当該譲渡又は譲受けがされたときは当該物品を譲り渡した者（括弧内省略）から当該物品の譲渡についての同条 1 項の規定による免除に係る消費税額に相当する消費税を直ちに徴収する旨規定している。

## 第 2 国税通則法（以下「通則法」という。）の定め

通則法 6 8 条 1 項（平成 2 8 年 4 月課税期間ないし平成 2 8 年 1 2 月課税期間については平成 2 8 年法律第 1 5 号による改正前のもの。以下同じ。）は、同法 6 5 条 1 項の規定に該当する場合（括弧内省略）において、納税者がその国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、又は仮装したところに基づき納税申告書を提出していたときは、当該納税者に対し、政令で定めるところにより、過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額（その税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるものがあるときは、当該隠蔽し、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に 1 0 0 分の 3 5 の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税を課する旨規定している。

## 第 3 行政手続法の定め

行政手続法 1 4 条 1 項本文は、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない旨規定している。

以上

本件各譲渡に係る売上高一覧表

平成28年	4月	35億3828万4000円
	5月	44億3331万5000円
	6月	78億7906万0000円
	7月	109億6262万0000円
	8月	135億2297万7000円
	9月	157億1252万0000円
	10月	175億5320万0000円
	11月	187億0838万0000円
	12月	76億4673万0000円
平成29年	1月	21億8760万0000円
	2月	27億7365万0000円

以上

本件各更正処分等における処分理由

1 本件各更正処分の理由（甲1の1～11・各3、4枚目）

次の各事実からすると、原告が本件各課税期間において「金工芸品免税売上高」勘定にその売上高を計上した金工芸品の譲渡（本件各譲渡）については、非居住者に対する譲渡とは認められず、したがって、消費税法8条1項の適用はないものと認められることから、上記勘定に計上した金額の税抜金額を課税標準額に加算し、これらの認定を前提に控除対象仕入税額及び納付すべき税額を算定して本件各更正処分をした旨が記載されている（ただし、次の③の事実が記載されているのは、平成28年7月課税期間ないし平成28年11月課税期間に限る。）

- ① 原告が非居住者に対する金工芸品の売上げに関して保存する購入者誓約書（本件各購入者誓約書）において、金工芸品の購入者として記載されている複数の者が、原告から金工芸品を購入した事実はなく、旅券を貸し、購入者誓約書（本件各購入者誓約書）にサインをしただけである旨を答述していること
- ② 購入者誓約書（本件各購入者誓約書）において金工芸品の購入者として記載されている複数の者の日本における旅行行程を確認したところ、その旅行行程からして、当該購入者が購入者誓約書（本件各購入者誓約書）における金工芸品の購入日に本件販売場へ来店することが事実上不可能である者が存在すること
- ③ D社コーディネーターが、金工芸品は、原告から外国人旅行者に対しては引き渡されていない旨及び原告がその日に非居住者へ免税販売したとする金額は、非居住者から原告に支払われていない旨答述していること
- ④ 東京税関が出国者から回収した購入記録票のうち、原告の金工芸品の販売に係るものは、平成28年8月分には1枚も存在せず、同年9月分には調査着手日前後のもの11枚以外には存在しなかったこと、

2 本件各賦課決定処分の理由（甲1の1～11・各5枚目）

上記1の各事実からすると、原告が本件各課税期間において「金工芸品免税売上高」勘定にその売上高を計上した金工芸品の譲渡（本件各譲渡）については、非居住者に対する譲渡とは認められず、そして、原告は、当該金工芸品の譲渡（本件各譲渡）が、非居住者に対して行った譲渡ではないにもかかわらず、当該譲渡の購入者を非居住者とする購入者誓約書を作成させるとともに、これらの譲渡額を「金工芸品免税売上高」として帳簿に記載することにより、当該勘定に計上した金額の税抜金額を本件各課税期間の課税標準額に計上していなかったという仮装又は隠蔽の事実が認められたので、本件各更正処分により納付すべきこととなる消費税等の額に、通則法68条の規定により計算した重加算税を賦課決定した旨記載されている。

以上

## 被告が主張する本件各更正処分等に係る税額等

## 1 本件各更正処分の根拠及び適法性

## (1) 本件各更正処分の根拠

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間に係る消費税等の各課税標準額及び納付すべき消費税等の額は、それぞれ次に述べるとおりである。

## ア 平成28年4月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表2-1①欄) 33億3504万3000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額(ただし、通則法118条1項の規定に基づき1000円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下イないしサの「(ア) 課税標準額」において同じ。)である。

a 申告による課税売上額 (別表3-1①欄) 5885万5015円

上記金額は、原告の平成28年4月課税期間の消費税等の確定申告書(以下「平成28年4月課税期間確定申告書」といい、原告の他の課税期間の消費税等の確定申告書も、これと同様に表記する。)に添付された付表2の①「課税売上額(税抜き)」欄(乙1の1・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額 (別表3-1②欄) 32億7618万8888円

上記金額は、原告が平成28年4月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額35億3828万4000円(乙5の1)に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額32億7618万8888円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表2-1②欄) 2億1010万7709円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表2-1④欄・別表3-1⑱欄) 2億7260万4339円

上記金額は、次のaの金額に、bの金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額であり、消費税法30条1項にいう「課税仕入れに係る消費税額」のうち、当該課税仕入れを行った日の属する課税期間の課税標準額に対する消費税額から控除される金額(以下「控除対象仕入税額」という。)である。

なお、控除対象仕入税額の計算に当たっては、原告が、本件各課税期間を通じて選択した個別対応方式(本件各課税期間の消費税等の各確定申告書に添付された各付表2〔乙1の1～11・各2枚目〕により計算する(以下イないしサの「(ウ) 控除対象仕入税額」において同じ。))。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 (別表3-1⑳欄)

2億7194万4013円

上記金額は、平成28年4月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑱「⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄(乙1の1・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 共通課税仕入れの税額 (別表3-1㉑欄)

66万0694円

上記金額は、平成28年4月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑰「⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄（乙1の1・2枚目）に記載された金額と同額である。

- c 課税売上割合（別表3-1⑫欄） 99.9443983（以下略）パーセント  
上記割合は、次の（a）の金額のうちに（b）の金額の占める割合である。

- （a）資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-1⑪欄）

41億5721万7003円

上記金額は、平成28年4月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑦「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）」欄（乙1の1・2枚目）に記載された44億1931万2115円から、原告が平成28年4月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額35億3828万4000円（乙5の1）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額32億7618万8888円（別表3-1②欄）を加算した金額である。

- （b）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-1⑧欄）

41億5490万5520円

上記金額は、平成28年4月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）」欄（乙1の1・2枚目）に記載された44億1700万0632円から、原告が平成28年4月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額35億3828万4000円（乙5の1）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額32億7618万8888円（別表3-1②欄）を加算した金額である。

- （エ）控除不足還付税額（別表2-1⑧欄）

6249万6630円

上記金額は、前記（ウ）の金額から前記（イ）の金額を控除した金額である。

- （オ）既に還付の確定した本税額（別表2-1⑩欄）

2億6889万6496円

上記金額は、平成28年4月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額（⑦-②-③）」欄（乙1の1・1枚目）に記載された金額と同額である。

- （カ）差引納付すべき消費税額（別表2-1⑪欄）

2億0639万9800円

上記金額は、前記（オ）の金額から前記（エ）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下イないしサの「差引納付すべき消費税額」において同じ。）である。

- （キ）地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表2-1⑫欄）

6249万6630円

上記金額は、前記（エ）の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

- （ク）還付すべき譲渡割額（別表2-1⑭欄）

1686万4170円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（キ）の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

- （ケ）既に還付の確定した譲渡割額（別紙2-1⑯欄）

7255万9371円

上記金額は、平成28年4月課税期間確定申告書の⑲「還付額」欄（乙1の1・1枚目）に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 2-1 ⑰欄) 5569万5200円

上記金額は、前記(ケ)の金額から前記(ク)の金額を控除した金額(ただし、地方税法20条の4の2第3項の規定に基づき100円未満の端数金額を切り捨てた後の金額。以下イないしサの「差引納付すべき譲渡割額」において同じ。)である。

(サ) 納付すべき消費税等の額 (別表 2-1 ⑱欄) 2億6209万5000円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成28年4月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

イ 平成28年5月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 2-2 ①欄) 41億5962万1000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額 (別表 3-2 ①欄) 5469万9927円

上記金額は、平成28年5月課税期間確定申告書に添付された付表2の①「課税売上額(税抜き)」欄(乙1の2・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額 (別表 3-2 ②欄) 41億0492万1296円

上記金額は、原告が平成28年5月課税期間の免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額44億3331万5000円(乙5の2)に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額41億0492万1296円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-2 ②欄) 2億6205万6123円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-2 ④欄・別表 3-2 ⑱欄) 4億3363万1372円

上記金額は、次のaの金額に、bの金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 (別表 3-2 ⑲欄)

4億3254万3854円

上記金額は、平成28年5月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑱「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄(乙1の2・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 共通課税仕入れの税額 (別表 3-2 ⑳欄)

108万8306円

上記金額は、平成28年5月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑳「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄(乙1の2・2枚目)に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合 (別表 3-2 ㉑欄) 99.92767651 (以下略) パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-2 ㉒欄)

66億7017万3347円

上記金額は、平成28年5月課税期間確定申告書に添付された付表2の㉒「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)」欄(乙1の2・2枚目)に記載された69億9856万7051円から、原告が平成28年5月課税期間における免税売上額として

総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額44億3331万5000円(乙5の2)を減算し、前記(ア) bに記載の課税売上額に加算すべき金額41億0492万1296円(別表3-2②欄)を加算した金額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別表3-2⑧欄)

66億6534万9245円

上記金額は、平成28年5月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(乙1の2・2枚目)に記載された69億9374万2949円から、原告が平成28年5月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額44億3331万5000円(乙5の2)を減算し、前記(ア) bに記載の課税売上額に加算すべき金額41億0492万1296円(別表3-2②欄)を加算した金額である。

(エ) 控除不足還付税額(別表2-2⑧欄)

1億7157万5249円

上記金額は、前記(ウ)の金額から前記(イ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に還付の確定した本税額(別表2-2⑩欄)

4億3018万5372円

上記金額は、平成28年5月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙1の2・1枚目)に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額(別表2-2⑪欄)

2億5861万0100円

上記金額は、前記(オ)の金額から前記(エ)の金額を控除した金額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別表2-2⑫欄)

1億7157万5249円

上記金額は、前記(エ)の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 還付すべき譲渡割額(別表2-2⑬欄)

4629万8083円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ)の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に還付の確定した譲渡割額(別表2-2⑭欄)

1億1608万1767円

上記金額は、平成28年5月課税期間確定申告書の⑱「還付額」欄(乙1の2・1枚目)に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額(別表2-2⑮欄)

6978万3600円

上記金額は、前記(ケ)の金額から前記(ク)の金額を控除した金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の額(別表2-2⑯欄)

3億2839万3700円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成28年5月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

ウ 平成28年6月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額(別表2-3①欄)

73億4051万円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額(別表3-3①欄)

4508万4616円

上記金額は、平成28年6月課税期間確定申告書に添付された付表2の①「課税売上額(税抜き)」欄(乙1の3・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額(別表3-3②欄)

72億9542万5925円

上記金額は、原告が平成28年6月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額78億7906万円(乙5の3)に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額72億9542万5925円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

(イ) 課税標準額に対する消費税額(別表2-3②欄) 4億6245万2130円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額(別表2-3④欄・別表3-3⑱欄) 7億2561万1488円

上記金額は、次のaの金額に、bの金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額(別表3-3⑮欄)

7億2526万9241円

上記金額は、平成28年6月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑮「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄(乙1の3・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 共通課税仕入れの税額(別表3-3⑯欄) 34万2343円

上記金額は、平成28年6月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄(乙1の3・2枚目)に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合(別表3-3⑲欄) 99.97198213(以下略)パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額(別表3-3⑩欄)

112億4401万8126円

上記金額は、平成28年6月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑦「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)」欄(乙1の3・2枚目)に記載された118億2765万2201円から、原告が平成28年6月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額78億7906万円(乙5の3)を減算し、前記(ア)bに記載の課税売上額に加算すべき金額72億9542万5925円(別表3-3②欄)を加算した金額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額(別表3-3⑧欄)

112億4086万7792円

上記金額は、平成28年6月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(乙1の3・2枚目)に記載された118億2450万1867円から、原告が平成28年6月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額78億7906万円(乙5の3)を減算し、前記(ア)bに記載の課税売上額に加算すべき金額72億9542万5925円(別表3-3②欄)を加算した金額である。

(エ) 控除不足還付税額(別表2-3⑧欄) 2億6315万9358円

上記金額は、前記(ウ)の金額から前記(イ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に還付の確定した本税額(別表2-3⑩欄) 7億2277万1200円



上記金額は、平成28年6月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額（⑦－②－③）」欄（乙1の3・1枚目）に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額（別表2-3⑪欄） 4億5961万1800円

上記金額は、前記（オ）の金額から前記（エ）の金額を控除した金額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表2-3⑫欄）

2億6315万9358円

上記金額は、前記（エ）の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 還付すべき譲渡割額（別表2-3⑬欄） 7101万1255円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（キ）の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に還付の確定した譲渡割額（別表2-3⑭欄） 1億9503万3498円

上記金額は、平成28年6月課税期間確定申告書の⑨「還付額」欄（乙1の3・1枚目）に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額（別表2-3⑮欄） 1億2402万2200円

上記金額は、前記（ケ）の金額から前記（ク）の金額を控除した金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の額（別表2-3⑯欄） 5億8363万4000円

上記金額は、前記（カ）の金額と前記（コ）の金額との合計額であり、原告が平成28年6月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

#### エ 平成28年7月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額（別表2-4①欄） 101億9993万1000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額（別表3-4①欄） 4935万7842円

上記金額は、平成28年7月課税期間確定申告書に添付された付表2の①「課税売上額（税抜き）」欄（乙1の4・2枚目）に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額（別表3-4②欄） 101億5057万4074円

上記金額は、原告が平成28年7月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額109億6262万円（乙5の4）に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額101億5057万4074円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表2-4②欄） 6億4259万5653円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記（ア）の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額（別表2-4④欄・別表3-4⑰欄） 6億8075万3127円

上記金額は、次のaの金額に、bの金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額（別表3-4⑱欄）

6億8012万9820円

上記金額は、平成28年7月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑱「⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄（乙1の4・2枚目）に記載された金額と同額

である。

b 共通課税仕入れの税額（別表3-4⑩欄） 62万3524円

上記金額は、平成28年7月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑭「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄（乙1の4・2枚目）に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合（別表3-4⑫欄） 99.96527538（以下略）パーセント  
上記割合は、次の（a）の金額のうちに（b）の金額の占める割合である。

（a）資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-4⑪欄）

102億1387万8774円

上記金額は、平成28年7月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑦「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）」欄（乙1の4・2枚目）に記載された110億2592万4700円から、原告が平成28年7月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額109億6262万円（乙5の4）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額101億5057万4074円（別表3-4②欄）を加算した金額である。

（b）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-4⑧欄）

102億1033万2044円

上記金額は、平成28年7月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）」欄（乙1の4・2枚目）に記載された110億2237万7970円から、原告が平成28年7月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上額」勘定に計上した金額109億6262万円（乙5の4）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額101億5057万4074円（別表3-4②欄）を加算した金額である。

（エ）控除不足還付税額（別表2-4⑧欄） 3815万7474円

上記金額は、前記（ウ）の金額から前記（イ）の金額を控除した金額である。

（オ）既に還付の確定した本税額（別表2-4⑩欄） 6億7764万3652円

上記金額は、平成28年7月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額（⑦-②-③）」欄（乙1の4・1枚目）に記載された金額と同額である。

（カ）差引納付すべき消費税額（別表2-4⑪欄） 6億3948万6100円

上記金額は、前記（オ）の金額から前記（エ）の金額を控除した金額である。

（キ）地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表2-4⑫欄）

3815万7474円

上記金額は、前記（エ）の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

（ク）還付すべき譲渡割額（別表2-4⑭欄） 1029万6461円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（キ）の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

（ケ）既に還付の確定した譲渡割額（別表2-4⑯欄） 1億8285万6223円

上記金額は、平成28年7月課税期間確定申告書の⑱「還付額」欄（乙1の4・1枚目）に記載された金額と同額である、

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 2-4 ⑰欄) 1 億 7 2 5 5 万 9 7 0 0 円  
上記金額は、前記 (ケ) の金額から前記 (ク) の金額を控除した金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の額 (別表 2-4 ⑱欄) 8 億 1 2 0 4 万 5 8 0 0 円  
上記金額は、前記 (カ) の金額と前記 (コ) の金額との合計額であり、原告が平成 28 年 7 月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

オ 平成 28 年 8 月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 2-5 ①欄) 1 2 5 億 7 3 3 6 万 6 0 0 0 円  
上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額 (別表 3-5 ①欄) 5 2 0 9 万 1 5 5 8 円  
上記金額は、平成 28 年 8 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の①「課税売上額 (税抜き)」欄 (乙 1 の 5・2 枚目) に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額 (別表 3-5 ②欄) 1 2 5 億 2 1 2 7 万 5 0 0 0 円  
上記金額は、原告が平成 28 年 8 月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額 1 3 5 億 2 2 9 7 万 7 0 0 0 円 (乙 5 の 5) に 1 0 8 分の 1 0 0 の割合を乗じて算出した税抜金額 1 2 5 億 2 1 2 7 万 5 0 0 0 円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-5 ②欄) 7 億 9 2 1 2 万 2 0 5 8 円  
上記金額は、消費税法 29 条の規定に基づき、前記 (ア) の金額に税率 1 0 0 分の 6.3 を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-5 ④欄・別表 3-5 ⑱欄) 8 億 3 6 4 8 万 7 4 8 5 円  
上記金額は、次の a の金額に、b の金額に c の割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 (別表 3-5 ⑲欄) 8 億 3 5 9 9 万 4 9 1 5 円  
上記金額は、平成 28 年 8 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の⑱「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄 (乙 1 の 5・2 枚目) に記載された金額と同額である。

b 共通課税仕入れの税額 (別表 3-5 ⑳欄) 4 9 万 2 6 4 6 円  
上記金額は、平成 28 年 8 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の㉑「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄 (乙 1 の 5・2 枚目) に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合 (別表 3-5 ㉒欄) 99.98459123 (以下略) パーセント  
上記割合は、次の (a) の金額のうちに (b) の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-5 ㉓欄) 1 2 5 億 8 4 9 8 万 3 7 8 5 円

上記金額は、平成 28 年 8 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の㉔「資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)」欄 (乙 1 の 5・2 枚目) に記載された 1 3 5 億 8 6 6 8 万 5 7 8 5 円から、原告が平成 28 年 8 月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額 1 3 5 億 2 2 9 7 万 7 0 0 0 円 (乙 5 の 5) を減算し、前記 (ア) b に記載の課税売上額に加算すべき金

額125億2127万5000円（別表3-5②欄）を加算した金額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-5⑧欄）

125億8304万4595円

上記金額は平成28年8月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）」欄（乙1の5・2枚目）に記載された135億8474万6595円から、原告が平成28年8月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額135億2297万7000円（乙5の5）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額125億2127万5000円（別表3-5②欄）を加算した金額である。

(エ) 控除不足還付税額（別表2-5⑧欄）

4436万5427円

上記金額は、前記（ウ）の金額から前記（イ）の金額を控除した金額である。

(オ) 既に還付の確定した本税額（別表2-5⑩欄）

8億3320万5757円

上記金額は、平成28年8月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額（⑦-②-③）」欄（乙1の5・1枚目）に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額（別表2-5⑪欄）

7億8884万0300円

上記金額は、前記（オ）の金額から前記（エ）の金額を控除した金額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表2-5⑫欄）

4436万5427円

上記金額は、前記（エ）の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 還付すべき譲渡割額（別表2-5⑭欄）

1197万1623円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（キ）の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に還付の確定した譲渡割額（別表2-5⑯欄）

2億2483万3299円

上記金額は、平成28年8月課税期間確定申告書の⑱「還付額」欄（乙1の5・1枚目）に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額（別表2-5⑰欄）

2億1286万1600円

上記金額は、前記（ケ）の金額から前記（ク）の金額を控除した金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の額（別表2-5⑱欄）

10億0170万1900円

上記金額は、前記（カ）の金額と前記（コ）の金額との合計額であり、原告が平成28年8月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

カ 平成28年9月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額（別表2-6①欄）

145億9878万1000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額（別表3-6①欄）

5015万1725円

上記金額は、平成28年9月課税期間確定申告書に添付された付表2の①「課税売上額（税抜き）」欄（乙1の6・2枚目）に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額（別表3-6②欄）

145億4862万9629円

上記金額は、原告が平成28年9月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額157億1252万円（乙5の6）に

108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額145億4862万9629円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表2-6②欄) 9億1972万3203円  
上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表2-6④欄・別表3-6⑱欄) 9億7358万6633円  
上記金額は、次のaの金額に、bの金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 (別表3-6⑮欄) 9億7315万0946円

上記金額は、平成28年9月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑱「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄(乙1の6・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 共通課税仕入れの税額 (別表3-6⑯欄) 43万5760円

上記金額は、平成28年9月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄(乙1の6・2枚目)に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合 (別表3-6⑫欄) 99.98346395 (以下略) パーセント  
上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表3-6⑪欄)

146億1158万3882円

上記金額は、平成28年9月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑦「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)」欄(乙1の6・2枚目)に記載された157億7547万4253円から、原告が平成28年9月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額157億1252万円(乙5の6)を減算し、前記(ア)bに記載の課税売上額に加算すべき金額145億4862万9629円(別表3-6②欄)を加算した金額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表3-6⑧欄)

146億0916万7704円

上記金額は、平成28年9月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(乙1の6・2枚目)に記載された157億7305万8075円から、原告が平成28年9月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額157億1252万円(乙5の6)を減算し、前記(ア)bに記載の課税売上額に加算すべき金額145億4862万9629円(別表3-6②欄)を加算した金額である。

(エ) 控除不足還付税額 (別表2-6⑧欄) 5386万3430円  
上記金額は、前記(ウ)の金額から前記(イ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に還付の確定した本税額 (別表2-6⑩欄) 9億7042万7126円  
上記金額は、平成28年9月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙1の6・1枚目)に記載された金額と同額である。

- (カ) 差引納付すべき消費税額 (別表 2-6 ⑪欄) 9 億 1 6 5 6 万 3 6 0 0 円  
 上記金額は、前記 (オ) の金額から前記 (エ) の金額を控除した金額である。
- (キ) 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額 (別表 2-6 ⑫欄) 5 3 8 6 万 3 4 3 0 円  
 上記金額は、前記 (エ) の金額であり、地方税法 7 2 条の 8 2 の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。
- (ク) 還付すべき譲渡割額 (別表 2-6 ⑬欄) 1 4 5 3 万 4 5 7 6 円  
 上記金額は、地方税法 7 2 条の 8 3 の規定に基づき、前記 (キ) の金額に税率 6 3 分の 1 7 を乗じて算出した金額である。
- (ケ) 既に還付の確定した譲渡割額 (別表 2-6 ⑭欄) 2 億 6 1 8 6 万 1 2 8 7 円  
 上記金額は、平成 2 8 年 9 月課税期間確定申告書の ⑲「還付額」欄 (乙 1 の 6 ・ 1 枚目) に記載された金額と同額である。
- (コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 2-6 ⑮欄) 2 億 4 7 3 2 万 6 7 0 0 円  
 上記金額は、前記 (ケ) の金額から前記 (ク) の金額を控除した金額である。
- (サ) 納付すべき消費税等の額 (別表 2-6 ⑯欄) 1 1 億 6 3 8 9 万 0 3 0 0 円  
 上記金額は、前記 (カ) の金額と前記 (コ) の金額との合計額であり、原告が平成 2 8 年 9 月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

キ 平成 2 8 年 1 0 月課税期間更正処分の根拠

- (ア) 課税標準額 (別表 2-7 ①欄) 1 6 3 億 0 7 1 7 万 2 0 0 0 円  
 上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額である。
- a 申告による課税売上額 (別表 3-7 ①欄) 5 4 2 0 万 9 4 4 8 円  
 上記金額は、平成 2 8 年 1 0 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の ①「課税売上額 (税抜き)」欄 (乙 1 の 7 ・ 2 枚目) に記載された金額と同額である。
- b 課税売上額に加算すべき金額 (別表 3-7 ②欄) 1 6 2 億 5 2 9 6 万 2 9 6 2 円  
 上記金額は、原告が平成 2 8 年 1 0 月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額 1 7 5 億 5 3 2 0 万円 (乙 5 の 7) に 1 0 8 分の 1 0 0 の割合を乗じて算出した税抜金額 1 6 2 億 5 2 9 6 万 2 9 6 2 円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。
- (イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-7 ②欄) 1 0 億 2 7 3 5 万 1 8 3 6 円  
 上記金額は、消費税法 2 9 条の規定に基づき、前記 (ア) の金額に税率 1 0 0 分の 6 . 3 を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-7 ④欄・別表 3-7 ⑯欄) 1 0 億 8 5 7 4 万 7 7 1 2 円  
 上記金額は、次の a の金額に、b の金額に c の割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。
- a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 (別表 3-7 ⑰欄) 1 0 億 8 5 1 7 万 0 2 5 0 円  
 上記金額は、平成 2 8 年 1 0 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の ⑰「⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄 (乙 1 の 7 ・ 2 枚目) に記載された金額と同額である。
- b 共通課税仕入れの税額 (別表 3-7 ⑱欄) 5 7 万 7 5 3 4 円

上記金額は、平成28年10月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑭「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄（乙1の7・2枚目）に記載された金額と同額である。

- c 課税売上割合（別表3-7⑫欄） 99.98756625（以下略）パーセント  
上記割合は、次の（a）の金額のうちに（b）の金額の占める割合である。

- （a）資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-7⑪欄）

163億1841万9458円

上記金額は、平成28年10月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑦「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）」欄（乙1の7・2枚目）に記載された176億1865万6496円から、原告が平成28年10月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額175億5320万円（乙5の7）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額162億5296万2962円（別表3-7②欄）を加算した金額である。

- （b）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-7⑧欄）

163億1639万0468円

上記金額は、平成28年10月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）」欄（乙1の7・2枚目）に記載された176億1662万7506円から、原告が平成28年10月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額175億5320万円（乙5の7）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額162億5296万2962円（別表3-7②欄）を加算した金額である。

- （エ）控除不足還付税額（別表2-7⑧欄）

5839万5876円

上記金額は、前記（ウ）の金額から前記（イ）の金額を控除した金額である。

- （オ）既に還付の確定した本税額（別表2-7⑩欄）

10億8233万2550円

上記金額は、平成28年10月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額（⑦-②-③）」欄（乙1の7・1枚目）に記載された金額と同額である。

- （カ）差引納付すべき消費税額（別表2-7⑪欄）

10億2393万6600円

上記金額は、前記（オ）の金額から前記（エ）の金額を控除した金額である。

- （キ）地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表2-7⑫欄）

5839万5876円

上記金額は、前記（エ）の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

- （ク）還付すべき譲渡割額（別表2-7⑭欄）

1575万7617円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（キ）の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

- （ケ）既に還付の確定した譲渡割額（別表2-7⑯欄）

2億9205万7989円

上記金額は、平成28年10月課税期間確定申告書の⑲「還付額」欄（乙1の7・1枚目）に記載された金額と同額である。

- （コ）差引納付すべき譲渡割額（別表2-7⑰欄）

2億7630万0300円

上記金額は、前記（ケ）の金額から前記（ク）の金額を控除した金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の額 (別表 2-7 ⑱欄) 13億0023万6900円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成28年10月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

ク 平成28年11月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 2-8 ①欄) 173億7560万9000円

上記金額は、次の a の金額に b の金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額 (別表 3-8 ①欄) 5303万5791円

上記金額は、平成28年11月課税期間確定申告書に添付された付表2の①「課税売上額(税抜き)」欄(乙1の8・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額 (別表 3-8 ②欄) 173億2257万4074円

上記金額は、原告が平成28年11月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額187億0838万円(乙5の8)に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額173億2257万4074円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-8 ②欄) 10億9466万3367円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-8 ④欄・別表 3-8 ⑱欄) 11億5836万9262円

上記金額は、次の a の金額に、b の金額に c の割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 (別表 3-8 ⑮欄)

11億5791万3303円

上記金額は、平成28年11月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑮「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄(乙1の8・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 共通課税仕入れの税額 (別表 3-8 ⑯欄)

45万6011円

上記金額は、平成28年11月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄(乙1の8・2枚目)に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合 (別表 3-8 ⑲欄) 99.98875919 (以下略) パーセント

上記割合は、次の(a)の金額のうちに(b)の金額の占める割合である。

(a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-8 ⑩欄)

173億8556万5259円

上記金額は、平成28年11月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑦「資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)」欄(乙1の8・2枚目)に記載された187億7137万1185円から、原告が平成28年11月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額187億0838万円(乙5の8)を減算し、前記(ア) b に記載の課税売上額に加算すべき金額173億2257万4074円(別紙3-8 ②欄)を加算した金額である。

(b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-8 ⑧欄)



173億8361万0981円

上記金額は、平成28年11月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(乙1の8・2枚目)に記載された187億6941万6907円から、原告が平成28年11月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額187億0838万円(乙5の8)を減算し、前記(ア) bに記載の課税売上額に加算すべき金額173億2257万4074円(別表3-8②欄)を加算した金額である。

(エ) 控除不足還付税額(別表2-8⑧欄) 6370万5895円

上記金額は、前記(ウ)の金額から前記(イ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に還付の確定した本税額(別表2-8⑩欄) 11億5502万8061円

上記金額は、平成28年11月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙1の8・1枚目)に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額(別表2-8⑪欄) 10億9132万2100円

上記金額は、前記(オ)の金額から前記(エ)の金額を控除した金額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別表2-8⑫欄)

6370万5895円

上記金額は、前記(エ)の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 還付すべき譲渡割額(別表2-8⑭欄) 1719万0479円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ)の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に還付の確定した譲渡割額(別表2-8⑯欄) 3億1167万4238円

上記金額は、平成28年11月課税期間確定申告書の⑱「還付額」欄(乙1の8・1枚目)に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額(別表2-8⑰欄) 2億9448万3700円

上記金額は、前記(ケ)の金額から前記(ク)の金額を控除した金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の額(別表2-8⑱欄) 13億8580万5800円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成28年11月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

ケ 平成28年12月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額(別表2-9①欄) 71億4155万9000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額(別表3-9①欄) 6125万3680円

上記金額は、平成28年12月課税期間確定申告書に添付された付表2の①「課税売上額(税抜き)」欄(乙1の9・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額(別表3-9②欄) 70億8030万5555円

上記金額は、原告が平成28年12月課税期間の免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額76億4673万円(乙5の9)に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額70億8030万5555円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

- (イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-9 ②欄) 4億4991万8217円  
 上記金額は、消費税法 29 条の規定に基づき、前記 (ア) の金額に税率 100 分の 6.3 を乗じて算出した金額である。
- (ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-9 ④欄・別表 3-9 ⑱欄) 4億7501万3069円  
 上記金額は、次の a の金額に、b の金額に c の割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。
- a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 (別表 3-9 ⑮欄) 4億7460万1155円  
 上記金額は、平成 28 年 12 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の⑱「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄 (乙 1 の 9・2 枚目) に記載された金額と同額である。
- b 共通課税仕入れの税額 (別表 3-9 ⑯欄) 41万2046円  
 上記金額は、平成 28 年 12 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄 (乙 1 の 9・2 枚目) に記載された金額と同額である。
- c 課税売上割合 (別表 3-9 ⑲欄) 99.96799988 (以下略) パーセント  
 上記割合は、次の (a) の金額のうちに (b) の金額の占める割合である。
- (a) 資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-9 ⑪欄) 71億5020万2820円  
 上記金額は、平成 28 年 12 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の⑦「資産の譲渡等の対価の額 (⑤+⑥)」欄 (乙 1 の 9・2 枚目) に記載された 77 億 1662 万 7265 円から、原告が平成 28 年 12 月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額 76 億 4673 万円 (乙 5 の 9) を減算し、前記 (ア) b に記載の課税売上額に加算すべき金額 70 億 8030 万 5555 円 (別表 3-9 ②欄) を加算した金額である。
- (b) 課税資産の譲渡等の対価の額の合計額 (別表 3-9 ⑧欄) 71億4791万4747円  
 上記金額は、平成 28 年 12 月課税期間確定申告書に添付された付表 2 の④「課税資産の譲渡等の対価の額 (①+②+③)」欄 (乙 1 の 9・2 枚目) に記載された 77 億 1433 万 9192 円から、原告が平成 28 年 12 月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額 76 億 4673 万円 (乙 5 の 9) を減算し、前記 (ア) b に記載の課税売上額に加算すべき金額 70 億 8030 万 5555 円 (別表 3-9 ②欄) を加算した金額である。
- (エ) 控除不足還付税額 (別表 2-9 ⑧欄) 2509万4852円  
 上記金額は、前記 (ウ) の金額から前記 (イ) の金額を控除した金額である。
- (オ) 既に還付の決定した本税額 (別表 2-9 ⑩欄) 4億7115万4139円  
 上記金額は、平成 28 年 12 月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額 (⑦-②-③)」欄 (乙 1 の 9・1 枚目) に記載された金額と同額である。
- (カ) 差引納付すべき消費税額 (別表 2-9 ⑪欄) 4億4605万9200円  
 上記金額は、前記 (オ) の金額から前記 (エ) の金額を控除した金額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額 (別表 2-9 ⑫欄)

2509万4852円

上記金額は、前記(エ)の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 還付すべき譲渡割額 (別表 2-9 ⑭欄)

677万1626円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ)の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に還付の確定した譲渡割額 (別表 2-9 ⑯欄)

1億2713万6831円

上記金額は、平成28年12月課税期間確定申告書の⑲「還付額」欄(乙1の9・1枚目)に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額 (別表 2-9 ⑰欄)

1億2036万5200円

上記金額は、前記(ケ)の金額から前記(ク)の金額を控除した金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の額 (別表 2-9 ⑱欄)

5億6642万4400円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成28年12月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

コ 平成29年1月課税期間更正処分の根拠

(ア) 課税標準額 (別表 2-10 ①欄)

20億8142万4000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額 (別表 3-10 ①欄)

5586万8906円

上記金額は、平成29年1月課税期間確定申告書に添付された付表2の①「課税売上額(税抜き)」欄(乙1の10・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額 (別表 3-10 ②欄)

20億2555万5555円

上記金額は、原告が平成29年1月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額21億8760万円(乙5の10)に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額20億2555万5555円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

(イ) 課税標準額に対する消費税額 (別表 2-10 ②欄)

1億3112万9712円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記(ア)の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除対象仕入税額 (別表 2-10 ④欄・別表 3-10 ⑱欄)

1億3783万6555円

上記金額は、次のaの金額に、bの金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額 (別表 3-10 ⑲欄)

1億3736万9712円

上記金額は、平成29年1月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑱「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄(乙1の10・2枚目)に記載された金額と同額である。

b 共通課税仕入れの税額 (別表 3-10 ⑳欄)

46万7324円

上記金額は、平成29年1月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑳「⑭のうち

ち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄（乙1の10・2枚目）に記載された金額と同額である。

- c 課税売上割合（別表3-10⑫欄） 99.89710287（以下略）パーセント  
上記割合は、次の（a）の金額のうちに（b）の金額の占める割合である。

- （a）資産の譲渡等の対価の額の合計額（別紙3-10⑪欄）

20億9042万5703円

上記金額は、平成29年1月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑦「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）」欄（乙1の10・2枚目）に記載された22億5247万0148円から、原告が平成29年1月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額21億8760万円（乙5の10）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額20億2555万5555円（別紙3-10②欄）を加算した金額である。

- （b）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別紙3-10⑧欄）

20億8827万4715円

上記金額は、平成29年1月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額（①+②+③）」欄（乙1の10・2枚目）に記載された22億5031万9160円から、原告が平成29年1月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額21億8760万円（乙5の10）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額20億2555万5555円（別表3-10②欄）を加算した金額である。

- （エ）控除不足還付税額（別表2-10⑧欄）

670万6843円

上記金額は、前記（ウ）の金額から前記（イ）の金額を控除した金額である。

- （オ）既に還付の確定した本税額（別表2-10⑩欄）

1億3431万6905円

上記金額は、平成29年1月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額（⑦-②-③）」欄（乙1の10・1枚目）に記載された金額と同額である。

- （カ）差引納付すべき消費税額（別表2-10⑪欄）

1億2761万円

上記金額は、前記（オ）の金額から前記（エ）の金額を控除した金額である。

- （キ）地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額（別表2-10⑫欄）

670万6843円

上記金額は、前記（エ）の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

- （ク）還付すべき譲渡割額（別表2-10⑬欄）

180万9783円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記（キ）の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

- （ケ）既に還付の確定した譲渡割額（別表2-10⑭欄）

3624万4244円

上記金額は、平成29年1月課税期間確定申告書の⑲「還付額」欄（乙1の10・1枚目）に記載された金額と同額である。

- （コ）差引納付すべき譲渡割額（別表2-10⑮欄）

3443万4400円

上記金額は、前記（ケ）の金額から前記（ク）の金額を控除した金額である。

- （サ）納付すべき消費税等の額（別表2-10⑯欄）

1億6204万4400円

上記金額は、前記（カ）の金額と前記（コ）の金額との合計額であり、原告が平成29年1月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

サ 平成29年2月課税期間更正処分の根拠

（ア）課税標準額（別表2-11①欄） 26億2247万5000円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 申告による課税売上額（別表3-11①欄） 5428万1487円

上記金額は、平成29年2月課税期間確定申告書に添付された付表2の①「課税売上額（税抜き）」欄（乙1の11・2枚目）に記載された金額と同額である。

b 課税売上額に加算すべき金額（別表3-11②欄） 25億6819万4444円

上記金額は、原告が平成29年2月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額27億7365万円（乙5の11）に108分の100の割合を乗じて算出した税抜金額25億6819万4444円と同額であるが、当該金額は課税売上額に含まれるものである。

（イ）課税標準額に対する消費税額（別表2-11②欄） 1億6521万5925円

上記金額は、消費税法29条の規定に基づき、前記（ア）の金額に税率100分の6.3を乗じて算出した金額である。

（ウ）控除対象仕入税額（別表2-11④欄・別表3-11⑱欄）

1億7432万3651円

上記金額は、次のaの金額に、bの金額にcの割合を乗じて計算した金額を加算した金額である。

a 課税資産の譲渡等にのみ要する課税仕入れの税額（別表3-11⑮欄）

1億7391万5425円

上記金額は、平成29年2月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑮「⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの」欄（乙1の11・2枚目）に記載された金額と同額である。

b 共通課税仕入れの税額（別表3-11⑯欄） 40万8535円

上記金額は、平成29年2月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑰「⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの」欄（乙1の11・2枚目）に記載された金額と同額である。

c 課税売上割合（別表3-11⑰欄） 99.92441643（以下略）パーセント  
上記割合は、次の（a）の金額のうちに（b）の金額の占める割合である。

（a）資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-11⑩欄）

26億3238万4479円

上記金額は、平成29年2月課税期間確定申告書に添付された付表2の⑦「資産の譲渡等の対価の額（⑤+⑥）」欄（乙1の11・2枚目）に記載された28億3784万0035円から、原告が平成29年2月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額27億7365万円（乙5の11）を減算し、前記（ア）bに記載の課税売上額に加算すべき金額25億6819万4444円（別表3-11②欄）を加算した金額である。

（b）課税資産の譲渡等の対価の額の合計額（別表3-11⑧欄）

26億3039万4829円

上記金額は、平成29年2月課税期間確定申告書に添付された付表2の④「課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)」欄(乙1の11・2枚目)に記載された28億3585万0385円から、原告が平成29年2月課税期間における免税売上額として総勘定元帳の「金工芸品免税売上高」勘定に計上した金額27億7365万円(乙5の11)を減算し、前記(ア) bに記載の課税売上額に加算すべき金額25億6819万4444円(別表3-11②欄)を加算した金額である。

(エ) 控除不足還付税額(別表2-11⑧欄) 910万7726円

上記金額は、前記(ウ)の金額から前記(イ)の金額を控除した金額である。

(オ) 既に還付の確定した本税額(別表2-11⑩欄) 1億7090万3970円

上記金額は、平成29年2月課税期間確定申告書の⑧「控除不足還付税額(⑦-②-③)」欄(乙1の11・1枚目)に記載された金額と同額である。

(カ) 差引納付すべき消費税額(別表2-11⑪欄) 1億6179万6200円

上記金額は、前記(オ)の金額から前記(エ)の金額を控除した金額である。

(キ) 地方消費税の課税標準となる控除不足還付税額(別表2-11⑫欄)

910万7726円

上記金額は、前記(エ)の金額であり、地方税法72条の82の規定に基づく地方消費税の課税標準額である。

(ク) 還付すべき譲渡割額(別表2-11⑭欄) 245万7640円

上記金額は、地方税法72条の83の規定に基づき、前記(キ)の金額に税率63分の17を乗じて算出した金額である。

(ケ) 既に還付の確定した譲渡割額(別表2-11⑯欄) 4611万6944円

上記金額は、平成29年2月課税期間確定申告書の⑱「還付額」欄(乙1の11・1枚目)に記載された金額と同額である。

(コ) 差引納付すべき譲渡割額(別表2-11⑰欄) 4365万9300円

上記金額は、前記(ケ)の金額から前記(ク)の金額を控除した金額である。

(サ) 納付すべき消費税等の額(別表2-11⑱欄) 2億0545万5500円

上記金額は、前記(カ)の金額と前記(コ)の金額との合計額であり、原告が平成29年2月課税期間更正処分により新たに納付すべき消費税等の額である。

## (2) 本件各更正処分の適法性

被告が本訴において主張する原告の本件各課税期間の納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額は、それぞれ前記(1)のとおりであり、本件各更正処分における納付すべき消費税額及び地方消費税の譲渡割額(甲1の1~11・各1枚目参照)といずれも同額であるから、本件各更正処分はいずれも適法である。

## 2 本件各賦課決定処分の根拠及び適法性

### (1) 本件各賦課決定処分の根拠

前記1(2)のとおり、本件各更正処分はいずれも適法であるところ、本件各更正処分により原告が新たに納付すべき消費税等の額については、その基礎となった事実につき、原告がこれを計算の基礎としなかったことに通則法65条4項に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

そして、本文第3の2（被告の主張）のとおり、原告は、本件各課税期間の消費税等の課税標準の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽又は仮装しており、その隠蔽又は仮装したところに基づき本件各課税期間に係る消費税等の各確定申告書を提出したことから、通則法68条第1項の規定に基づき、同法65条1項所定の過少申告加算税の計算の基礎となるべき税額に係る過少申告加算税に代え、当該基礎となるべき税額に100分の35の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算税が課されることとなる。

本件各更正処分により原告が新たに納付すべきこととなる消費税等の税額について、通則法118条3項の規定により、1万円未満の端数金額を切り捨てた後の金額を基礎として、同法68条1項の規定に基づき本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額を計算すると、それぞれ別表4の「重加算税の額」欄のとおりとなる。

(2) 本件各賦課決定処分の適法性

被告が本訴において主張する本件各課税期間の消費税等に係る重加算税の額は、前記(1)のとおりであり、本件各賦課決定処分における重加算税の額（甲1の1～11・各1枚目参照）といずれも同額であるから、本件各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

別表 1-1 平成 28 年 4 月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	納付すべき 譲渡割額	重加算税の額
確定申告	28・5・30	58,855,000	3,707,865	272,604,361	△268,896,496	△72,559,371	-
更正処分等	29・6・30	3,335,043,000	210,107,709	272,604,339	△62,496,630	△16,864,170	91,731,500
審査請求	29・7・28	58,855,000	3,707,865	272,604,361	△268,896,496	△72,559,371	-
裁決	30・7・2	棄却					

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-2 平成 28 年 5 月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	納付すべき 譲渡割額	重加算税の額
確定申告	28・7・25	54,699,000	3,446,037	433,631,409	△430,185,372	△116,081,767	-
更正処分等	29・6・30	4,159,621,000	262,056,123	433,631,372	△171,575,249	△46,298,083	114,936,500
審査請求	29・7・28	54,699,000	3,446,037	433,631,409	△430,185,372	△116,081,767	-
裁決	30・7・2	棄却					

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-3 平成 28 年 6 月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	納付すべき 譲渡割額	重加算税の額
確定申告	28・7・25	45,084,000	2,840,292	725,611,492	△722,771,200	△195,033,498	-
更正処分等	29・6・30	7,340,510,000	462,452,130	725,611,488	△263,159,358	△71,011,255	204,270,500
審査請求	29・7・28	45,084,000	2,840,292	725,611,492	△722,771,200	△195,033,498	-
裁決	30・7・2	棄却					

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-4 平成 28 年 7 月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象 仕入税額	納付すべき 消費税額	納付すべき 譲渡割額	重加算税の額
確定申告	28・8・23	49,357,000	3,109,491	680,753,143	△677,643,652	△182,856,223	-
更正処分等	29・6・30	10,199,931,000	642,595,653	680,753,127	△38,157,474	△10,296,461	284,214,000
審査請求	29・7・28	49,357,000	3,109,491	680,753,143	△677,643,652	△182,856,223	-
裁決	30・7・2	棄却					

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。



別表 1-5 平成28年8月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	重加算税の額	
確定申告	28・9・23	52,091,000	3,281,733	836,487,490	△833,205,757	△224,833,299	-	
更正処分等	29・6・30	12,573,366,000	792,122,058	836,487,485	△44,365,427	△11,971,623	350,595,000	
審査請求	29・7・28	52,091,000	3,281,733	836,487,490	△833,205,757	△224,833,299	-	
裁決	30・7・2	棄却						

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-6 平成28年9月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	重加算税の額	
確定申告	28・10・20	50,151,000	3,159,513	973,586,639	△970,427,126	△261,861,287	-	
更正処分等	29・6・30	14,598,781,000	919,723,203	973,586,633	△53,863,430	△14,534,576	407,361,500	
審査請求	29・7・28	50,151,000	3,159,513	973,586,639	△970,427,126	△261,861,287	-	
裁決	30・7・2	棄却						

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-7 平成28年10月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	重加算税の額	
確定申告	28・11・30	54,209,000	3,415,167	1,085,747,717	△1,082,332,550	△292,057,989	-	
更正処分等	29・6・30	16,307,172,000	1,027,351,836	1,085,747,712	△58,395,876	△15,757,617	455,080,500	
審査請求	29・7・28	54,209,000	3,415,167	1,085,747,717	△1,082,332,550	△292,057,989	-	
裁決	30・7・2	棄却						

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-8 平成28年11月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	重加算税の額	
確定申告	28・12・27	53,035,000	3,341,205	1,158,369,266	△1,155,028,061	△311,674,238	-	
更正処分等	29・6・30	17,375,609,000	1,094,663,367	1,158,369,262	△63,705,895	△17,190,479	485,030,000	
審査請求	29・7・28	53,035,000	3,341,205	1,158,369,266	△1,155,028,061	△311,674,238	-	
裁決	30・7・2	棄却						

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-9 平成 28 年 1 2 月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	重加算税の額
確定申告	29・1・30	61,253,000	3,858,939	475,013,078	△471,154,139	△127,136,831	-
更正処分等	29・6・30	7,141,559,000	449,918,217	475,013,069	△25,094,852	△6,771,626	198,247,000
審査請求	29・7・28	61,253,000	3,858,939	475,013,078	△471,154,139	△127,136,831	-
裁決	30・7・2	棄却					

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-10 平成 29 年 1 月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	重加算税の額
確定申告	29・2・24	55,868,000	3,519,684	137,836,589	△134,316,905	△36,244,244	-
更正処分等	29・6・30	2,081,424,000	131,129,712	137,836,555	△6,706,843	△1,809,783	56,714,000
審査請求	29・7・28	55,868,000	3,519,684	137,836,589	△134,316,905	△36,244,244	-
裁決	30・7・2	棄却					

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 1-11 平成 29 年 2 月課税期間に係る消費税等の課税の経緯

(単位：円)

区分	年月日	課税標準額	消費税額	控除対象仕入税額	納付すべき消費税額	納付すべき譲渡割額	重加算税の額
確定申告	29・3・30	54,281,000	3,419,703	174,323,673	△170,903,970	△46,116,944	-
更正処分等	29・6・30	2,622,475,000	165,215,925	174,323,651	△9,107,726	△2,457,640	71,907,500
審査請求	29・7・28	54,281,000	3,419,703	174,323,673	△170,903,970	△46,116,944	-
裁決	30・7・2	棄却					

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-1 平成 28 年 4 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額		① 3,335,043,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 210,107,709	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-1 ⑱欄の金額)		④ 272,604,339
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 272,604,339
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 62,496,630	
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △268,896,496	
差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 206,399,800		
地方消費税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 62,496,630	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 16,864,170
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △72,559,371	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 55,695,200	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 262,095,000		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-2 平成 28 年 5 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額		① 4,159,621,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 262,056,123	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-2 ⑱欄の金額)		④ 433,631,372
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 433,631,372
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 171,575,249	
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △430,185,372	
差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 258,610,100		
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 171,575,249	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲渡割額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 46,298,083
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △116,081,767	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 69,783,600	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 328,393,700		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-3 平成 28 年 6 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額		① 7,340,510,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 462,452,130	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-3 ⑱欄の金額)		④ 725,611,488
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 725,611,488
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 263,159,358	
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △722,771,200	
差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 459,611,800		
地方消費税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 263,159,358	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 71,011,255
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △195,033,498	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 124,022,200	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 583,634,000		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-4 平成 28 年 7 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額
消費税	課税標準額		① 10,199,931,000
	課税標準額に対する消費税額		② 642,595,653
	控除過大調整税額		③ 0
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-4 ⑱欄の金額)	④ 680,753,127
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 680,753,127
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 38,157,474
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に納付の確定した本税額		⑩ △677,643,652
差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 639,486,100	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 38,157,474
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 10,296,461
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)	⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △182,856,223
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 172,559,700
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 812,045,800	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-5 平成 28 年 8 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額		① 12,573,366,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 792,122,058	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-5 ⑱欄の金額)		④ 836,487,485
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 836,487,485
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 44,365,427	
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △833,205,757	
差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100円未満の端数切捨て)		⑪ 788,840,300		
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 44,365,427	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲渡割額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 11,971,623
		納付額 (⑬×17/63、100円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △224,833,299	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100円未満の端数切捨て)		⑰ 212,861,600	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 1,001,701,900		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-6 平成 28 年 9 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額
消費税	課税標準額		① 14,598,781,000
	課税標準額に対する消費税額		② 919,723,203
	控除過大調整税額		③ 0
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-6 ⑱欄の金額)	④ 973,586,633
		返還等対価に係る税額	⑤ 0
		貸倒れに係る税額	⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)	⑦ 973,586,633
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 53,863,430
	差引税額 (②+③-⑦、100円未満の端数切捨て)		⑨ 0
	既に納付の確定した本税額		⑩ △970,427,126
差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100円未満の端数切捨て)		⑪ 916,563,600	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 53,863,430
		差引税額 (⑨)	⑬ 0
	譲渡割額	還付額 (⑫×17/63)	⑭ 14,534,576
		納付額 (⑬×17/63、100円未満の端数切捨て)	⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △261,861,287
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100円未満の端数切捨て)		⑰ 247,326,700
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 1,163,890,300	

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。



別表 2-7 平成 28 年 10 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費 税	課税標準額		① 16,307,172,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 1,027,351,836	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表 3-7 ⑱欄の金額)		④ 1,085,747,712
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 1,085,747,712
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 58,395,876	
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △1,082,332,550	
差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 1,023,936,600		
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 58,395,876	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲 渡 割 額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 15,757,617
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △292,057,989	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 276,300,300	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 1,300,236,900		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-8 平成 28 年 1 1 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消 費 税	課税標準額		① 17,375,609,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 1,094,663,367	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表 3-8 ⑱欄の金額)		④ 1,158,369,262
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 1,158,369,262
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 63,705,895	
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △1,155,028,061	
差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 1,091,322,100		
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 63,705,895	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲渡 割額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 17,190,479
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △311,674,238	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 294,483,700	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 1,385,805,800		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-9 平成 28 年 1 2 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額		① 7,141,559,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 449,918,217	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-9 ⑱欄の金額)		④ 475,013,069
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 475,013,069
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 25,094,852	
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △471,154,139	
	差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 446,059,200	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 25,094,852	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲渡割額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 6,771,626
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △127,136,831	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 120,365,200	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 566,424,400		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-10 平成 29 年 1 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費税	課税標準額		① 2,081,424,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 131,129,712	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控除税額	控除対象仕入税額 (別表 3-10 ⑱欄の金額)		④ 137,836,555
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 137,836,555
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 6,706,843	
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △134,316,905	
	差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 127,610,000	
地方消費税	地方消費税の課税標準となる消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 6,706,843	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲渡割額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 1,809,783
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △36,244,244	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 34,434,400	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 162,044,400		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 2-11 平成 29 年 2 月課税期間に係る消費税等の課税標準額及び納付すべき消費税等の額

(単位：円)

区分		順号	金額	
消費 税	課税標準額		① 2,622,475,000	
	課税標準額に対する消費税額		② 165,215,925	
	控除過大調整税額		③ 0	
	控 除 税 額	控除対象仕入税額 (別表 3-11 ⑱欄の金額)		④ 174,323,651
		返還等対価に係る税額		⑤ 0
		貸倒れに係る税額		⑥ 0
		控除税額小計 (④+⑤+⑥)		⑦ 174,323,651
	控除不足還付税額 (⑦-②-③)		⑧ 9,107,726	
	差引税額 (②+③-⑦、100 円未満の端数切捨て)		⑨ 0	
	既に納付の確定した本税額		⑩ △170,903,970	
	差引納付すべき消費税額 (⑨-⑧-⑩、100 円未満の端数切捨て)		⑪ 161,796,200	
地 方 消 費 税	地方消費税の 課税標準となる 消費税額	控除不足還付税額 (⑧)	⑫ 9,107,726	
		差引税額 (⑨)	⑬ 0	
	譲 渡 割 額	還付額 (⑫×17/63)		⑭ 2,457,640
		納付額 (⑬×17/63、100 円未満の端数切捨て)		⑮ 0
	既に納付の確定した譲渡割額		⑯ △46,116,944	
	差引納付すべき譲渡割額 (⑮-⑭-⑯、100 円未満の端数切捨て)		⑰ 43,659,300	
納付すべき消費税等の合計額 (⑪+⑰)		⑱ 205,455,500		

(注) 「△」は還付金の額に相当する税額を表す。

別表 3 - 1 平成 28 年 4 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	58,855,015
課税売上額に加算すべき金額	②	3,276,188,888
課税売上額 (①+②)	③	3,335,043,903
申告による免税売上額	④	4,358,145,617
免税売上額から減算すべき金額	⑤	3,538,284,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	819,861,617
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	4,154,905,520
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	4,154,905,520
非課税売上額	⑩	2,311,483
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	4,157,217,003
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.9443983…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	4,673,223,560
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	272,604,707
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	271,944,013
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	660,694
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	272,604,339
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	272,604,339

別表 3 - 2 平成 28 年 5 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	54,699,927
課税売上額に加算すべき金額	②	4,104,921,296
課税売上額 (①+②)	③	4,159,621,223
申告による免税売上額	④	6,936,941,143
免税売上額から減算すべき金額	⑤	4,433,315,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	2,503,626,143
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	2,101,879
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	6,665,349,245
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	6,665,349,245
非課税売上額	⑩	4,824,102
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	6,670,173,347
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.92767651…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	7,434,137,289
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	433,658,008
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	432,543,854
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	1,088,306
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	433,631,372
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	433,631,372

別表 3-3 平成 28 年 6 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	45,084,616
課税売上額に加算すべき金額	②	7,295,425,925
課税売上額 (①+②)	③	7,340,510,541
申告による免税売上額	④	11,779,417,251
免税売上額から減算すべき金額	⑤	7,879,060,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	3,900,357,251
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	11,240,867,792
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	11,240,867,792
非課税売上額	⑩	3,150,334
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	11,244,018,126
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.97198213…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	12,439,173,675
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	725,618,464
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	725,269,241
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	342,343
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	725,611,488
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	725,611,488



別表 3-4 平成 28 年 7 月 課税期間に係る 課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	49,357,842
課税売上額に加算すべき金額	②	10,150,574,074
課税売上額 (①+②)	③	10,199,931,916
申告による免税売上額	④	10,973,020,128
免税売上額から減算すべき金額	⑤	10,962,620,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	10,400,128
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	10,210,332,044
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	10,210,332,044
非課税売上額	⑩	3,546,730
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	10,213,878,774
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.96527538…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	11,670,057,350
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	680,753,345
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	680,129,820
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	623,524
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	680,753,127
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	680,753,127

別表 3-5 平成 28 年 8 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	52,091,558
課税売上額に加算すべき金額	②	12,521,275,000
課税売上額 (①+②)	③	12,573,366,558
申告による免税売上額	④	13,532,655,037
免税売上額から減算すべき金額	⑤	13,522,977,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	9,678,037
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	12,583,044,595
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	12,583,044,595
非課税売上額	⑩	1,939,190
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	12,584,983,785
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.98459123…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	14,339,853,782
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	836,491,470
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	835,994,915
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	492,646
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	836,487,485
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	836,487,485

別表 3 - 6 平成 28 年 9 月 課税期間に係る 課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	50,151,725
課税売上額に加算すべき金額	②	14,548,629,629
課税売上額 (①+②)	③	14,598,781,354
申告による免税売上額	④	15,722,906,350
免税売上額から減算すべき金額	⑤	15,712,520,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	10,386,350
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	14,609,167,704
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	14,609,167,704
非課税売上額	⑩	2,416,178
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	14,611,583,882
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.98346395…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	16,690,092,334
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	973,588,719
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	973,150,946
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	435,760
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	973,586,633
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	973,586,633

別表 3-7 平成 28 年 10 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	54,209,448
課税売上額に加算すべき金額	②	16,252,962,962
課税売上額 (①+②)	③	16,307,172,410
申告による免税売上額	④	17,562,418,058
免税売上額から減算すべき金額	⑤	17,553,200,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	9,218,058
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	16,316,390,468
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	16,316,390,468
非課税売上額	⑩	2,028,990
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	16,318,419,458
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.98756625…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	18,612,854,802
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	1,085,749,863
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	1,085,170,250
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	577,534
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	1,085,747,712
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	1,085,747,712

別表 3-8 平成 28 年 1 1 月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	53,035,791
課税売上額に加算すべき金額	②	17,322,574,074
課税売上額 (①+②)	③	17,375,609,865
申告による免税売上額	④	18,716,381,116
免税売上額から減算すべき金額	⑤	18,708,380,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	8,001,116
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	17,383,610,981
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	17,383,610,981
非課税売上額	⑩	1,954,278
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	17,385,565,259
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.98875919…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	19,857,759,698
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	1,158,369,315
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	1,157,913,303
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	456,011
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	1,158,369,262
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	1,158,369,262

別表3-9 平成28年12月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	61,253,680
課税売上額に加算すべき金額	②	7,080,305,555
課税売上額 (①+②)	③	7,141,559,235
申告による免税売上額	④	7,653,085,512
免税売上額から減算すべき金額	⑤	7,646,730,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	6,355,512
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	7,147,914,747
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	7,147,914,747
非課税売上額	⑩	2,288,073
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	7,150,202,820
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.96799988…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	8,143,180,464
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	475,018,860
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	474,601,155
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	412,046
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	475,013,069
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	475,013,069

別表3-10 平成29年1月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	55,868,906
課税売上額に加算すべき金額	②	2,025,555,555
課税売上額 (①+②)	③	2,081,424,461
申告による免税売上額	④	2,194,450,254
免税売上額から減算すべき金額	⑤	2,187,600,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	6,850,254
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	2,088,274,715
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	2,088,274,715
非課税売上額	⑩	2,150,988
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	2,090,425,703
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.89710287…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	2,363,179,840
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	137,852,157
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	137,369,712
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	467,324
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	137,836,555
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	137,836,555

別表3-11 平成29年2月課税期間に係る課税売上額・控除対象仕入税額等の計算表

(単位：円)

項目	順号	金額
申告による課税売上額	①	54,281,487
課税売上額に加算すべき金額	②	2,568,194,444
課税売上額 (①+②)	③	2,622,475,931
申告による免税売上額	④	2,781,568,898
免税売上額から減算すべき金額	⑤	2,773,650,000
免税売上額 (④-⑤)	⑥	7,918,898
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	⑦	0
課税資産の譲渡等の対価の額 (③+⑥+⑦)	⑧	2,630,394,829
課税資産の譲渡等の対価の額 (⑧の金額)	⑨	2,630,394,829
非課税売上額	⑩	1,989,650
資産の譲渡等の対価の額 (⑨+⑩)	⑪	2,632,384,479
課税売上割合 (⑧/⑪)	⑫	99.92441643…%
課税仕入れに係る支払対価の額 (税込み)	⑬	2,988,487,810
課税仕入れに係る消費税額 (⑬×6.3/108)	⑭	174,328,455
⑭のうち、課税売上げにのみ要するもの	⑮	173,915,425
⑭のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して 要するもの	⑯	408,535
個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑮+ (⑯×⑧/⑪) )	⑰	174,323,651
控除対象仕入税額 (⑰の金額)	⑱	174,323,651



別表4 重加算税の額

(単位：円)

課税期間 \ 項目	本件各更正処分により納付すべきこととなった額	重加算税の基礎となる税額	重加算税の額
平成28年4月 課税期間	262,095,000	262,090,000	91,731,500
平成28年5月 課税期間	328,393,700	328,390,000	114,936,500
平成28年6月 課税期間	583,634,000	583,630,000	204,270,500
平成28年7月 課税期間	812,045,800	812,040,000	284,214,000
平成28年8月 課税期間	1,001,701,900	1,001,700,000	350,595,000
平成28年9月 課税期間	1,163,890,300	1,163,890,000	407,361,500
平成28年10月 課税期間	1,300,236,900	1,300,230,000	455,080,500
平成28年11月 課税期間	1,385,805,800	1,385,800,000	485,030,000
平成28年12月 課税期間	566,424,400	566,420,000	198,247,000
平成29年1月 課税期間	162,044,400	162,040,000	56,714,000
平成29年2月 課税期間	205,455,500	205,450,000	71,907,500